

第 61 回

職員の給与等に関する報告および勧告

平成 23 年 11 月

福井県人事委員会

(ページ調整のための白紙)

写

人委第416号
平成23年11月4日

福井県議会議長 田中 敏幸 様
福井県知事 西川 一誠 様

福井県人事委員会
委員長 川上 賢正

職員の給与等に関する報告および勧告について

地方公務員法第8条、第14条および第26条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。
この勧告に対し、その実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要望します。

(ページ調整のための白紙)

報 告

1 職 員 の 給 与

(1) 在職者数および平均給与月額

本委員会は、「福井県一般職の職員等の給与に関する条例」の適用を受ける職員（技能労務職員を除く。以下「職員」という。）の給与等の実態を把握するため、本年4月「平成23年福井県職員給与実態調査」を実施した。その結果によると、第1表に示すとおり、在職者数は、13,174人であって、これら在職者の平均年齢は42.6歳であり、また、その男女別構成は男58.0%、女42.0%となっている。

これらの職員は、その従事する職務の種類に応じ、行政職、警察職、教育職、研究職、医療職、福祉職の6種9給料表の適用を受けており、このうち、行政職給料表適用職員の平均給与月額は、給料340,413円、扶養手当9,776円、地域手当5,116円、計355,305円であり、警察官、教員、研究員、医師等を含めた職員全体の平均給与月額は、給料365,237円、扶養手当8,686円、地域手当5,749円、計379,672円である。

第1表 平均給与月額、在職者数、平均年齢等

給料表		行政職	警察職	教育職 (一)	教育職 (二)	研究職	医療職 (一)	医療職 (二)	医療職 (三)	福祉職	全給料表
区 分	平 均 給 与 月 額	340,413	335,168	391,360	386,888	378,215	464,444	315,677	319,502	300,019	365,237
	給 料	340,413	335,168	391,360	386,888	378,215	464,444	315,677	319,502	300,019	365,237
	扶 養 手 当	9,776	12,730	9,109	7,026	11,378	16,113	5,427	2,713	2,860	8,686
	地 域 手 当	5,116	4,632	5,225	5,185	5,230	74,052	4,236	4,204	3,937	5,749
	計(円)	355,305	352,530	405,695	399,099	394,823	554,609	325,340	326,420	306,816	379,672
人 員(人)		3,215	1,647	2,247	4,644	286	137	282	691	25	13,174
性 別 (人)	男	2,247	1,558	1,311	2,010	230	109	123	47	5	7,640
	女	968	89	936	2,634	56	28	159	644	20	5,534
学 歴 (人)	大 学	2,022	939	2,057	4,478	264	137	185	209	12	10,303
	短 大	403	33	82	166	14		96	474	13	1,281
	高 校	785	675	108		8		1	8		1,585
	中 学	5									5
年 齢(歳)		42.4	40.3	43.4	44.1	42.9	42.6	38.9	38.3	35.7	42.6
経 験 年 数(年)		21.1	19.4	21.0	21.7	20.3	19.1	16.8	17.1	13.3	20.7

- (注) 1 「給料」には、給料の調整額・教職調整額・平成18年4月の給料の切替えに伴う現給保障額を含む。
 2 「給料」、「扶養手当」および「地域手当」は小数点以下第1位を四捨五入しているため、これらの合計が計と一致しない場合がある。
 3 再任用職員は含まれていない。(以下、第4表までについて同じ。)
 4 教育職(一)の適用機関は県立学校、教育職(二)の適用機関は市町立学校である。

(2) 扶養手当の支給状況

扶養手当の支給状況について調査した結果によると、第2表に掲げるとおり受給職員は5,792人で、全職員の44.0%を占めており、職員1人当たり平均扶養親族数は1.0人（受給職員平均では2.2人）となっている。また、職員1人当たりの平均手当月額は8,686円（受給職員平均では19,757円）となっている。

第2表 扶養手当の支給状況

区 分	人 員(人)	割 合(%)	平均扶養親族数(人)	平均手当月額(円)
扶養手当受給職員	5,792	44.0	1.0 〔受給職員 平均では 2.2〕	8,686 〔受給職員 平均では 19,757〕
扶養親族 1人	1,704	12.9		
2人	2,077	15.8		
3人	1,492	11.3		
4人	423	3.2		
5人	78	0.6		
6人以上	18	0.1		
扶養手当非受給職員	7,382	56.0		
計	13,174	100.0		

(3) 住居手当の支給状況

住居手当の支給状況について調査した結果によると、第3表に掲げるとおり受給職員は4,655人で全職員の35.3%を占めており、その内訳は、借家・借間居住者1,338人（28.7%）、自宅居住者3,317人（71.3%）となっている。

なお、借家・借間居住者の1人当たり平均手当月額は25,502円となっている。

第3表 住居手当の支給状況

区 分		該 当 職 員		平均手当月額(円)	
		人員(人)	割合(%)		
住 居 手 当 受 給 職 員		4,655	100.0		
内 訳	借家 ・ 借間	手当額11,000円以下の受給者	2	0.0	25,502
		手当額11,000円を超え27,000円未満の受給者	508	10.9	
		手当額27,000円の受給者	828	17.8	
		小 計	1,338	28.7	
	自宅	手当額2,500円の受給者	3,317	71.3	

(4) 通勤手当の支給状況

通勤手当の支給状況について調査した結果によると、第4表に掲げるとおり受給職員は11,063人で全職員の84.0%を占めており、その内訳は交通機関等利用者767人(6.9%)、交通用具使用者10,026人(90.6%)、併用者270人(2.4%)となっている。

なお、交通機関等利用者についてみると、平均手当支給額は10,713円となっており、自己負担のある者(運賃所要額が55,000円を超える者)は1人となっている。

また、交通用具使用者のうち自動車使用者は9,793人(97.7%)を占めている。

第4表 通勤手当の支給状況

通勤方法	該 当 職 員			平均手当月額(円)
	区 分	人 員(人)	割 合(%)	
受 給 職 員 計		11,063	100.0	
交通機関等利用者		767	6.9	(100.0)
55,000円までの者		766	6.9	(99.9)
55,000円を超える者		1	0.0	(0.1)
交通用具使用者		10,026	90.6	(100.0)
自転車		218	2.0	(2.2)
原動機付自転車等		15	0.1	(0.1)
自動車		9,793	88.5	(97.7)
併 用 者		270	2.4	(100.0)
55,000円までの者		268	2.4	(99.3)
55,000円を超える者		2	0.0	(0.7)

(注) ()内の数値は、交通機関等利用者、交通用具使用者および併用者をそれぞれ100としたときの割合である。

2 民間の給与

本委員会は、職員の給与と民間の給与との精確な比較を行うため、企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法により抽出した 101 事業所を対象に、「平成 23 年職種別民間給与実態調査」を実施し、公務と類似すると認められる職務に従事する者のうち事務・技術関係 22 職種の 3,110 人および研究員、医師等 56 職種の 614 人について、本年 4 月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額等を実地かつ詳細に調査した。

また、給与改定の状況や各企業における雇用調整の実施状況等についても調査を行った。

(1) 本年の給与改定等の状況

給与改定の状況について調査した結果、第 5 表に示すとおり、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は 8.5%（昨年 13.0%）、ベースアップを中止した事業所は 20.1%（同 22.0%）、ベースダウンを実施した事業所は 0.8%（同 0.9%）となっている。

また、第 6 表に示すとおり、一般の従業員（係員）について、定期的に行われる昇給を実施した事業所の割合は 86.8%となっており、昨年（77.3%）に比べて増加している一方、定期昇給を停止した事業所は 2.2%と、昨年（9.1%）に比べて減少している。定期昇給を実施した事業所における昇給額は、昨年に比べて増額となっている事業所の割合が 18.5%（昨年 20.6%）、減額となっている事業所が 7.6%（同 6.7%）、変化のない事業所が 60.8%（同 50.1%）となっている。

第 5 表 民間における給与改定の状況

（単位：％）

項目 役職段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース慣行なし
係 員	8.5	20.1	0.8	70.6
課 長 級	9.1	20.6	0.0	70.3

第 6 表 民間における定期昇給の実施状況

（単位：％）

項目 役職段階	定期昇給制 度あり	定期昇給実 施			定期昇給停 止	定期昇給制 度なし	
		増 額	減 額	変化なし			
係 員	89.1	86.8	18.5	7.6	60.8	2.2	10.9
課 長 級	83.3	80.6	15.3	8.7	56.6	2.7	16.7

(2) 民間における諸手当の支給状況

(家族手当)

民間における家族手当の支給状況について調査した結果は、第7表に示すとおりとなっている。

第7表 民間における家族手当の支給状況

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	12,398円
配偶者と子1人	17,312円
配偶者と子2人	21,485円

(注) 家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

備考 職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については13,000円、配偶者以外については、各1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

(住宅手当)

民間における住宅手当の支給状況について調査した結果は、第8表に示すとおりとなっている。

第8表 民間における住宅手当の支給状況

(単位：%)

支給の有無	事業所割合
支給	45.8
うち借家・借間居住者に支給	(97.7)
うち自宅居住者に支給	(64.8)
非支給	54.2

(注) 「うち借家・借間居住者に支給」および「うち自宅居住者に支給」の欄は、支給事業所に占める割合である。

(3) 雇用調整の実施状況

雇用調整の実施状況について調査した結果、第9表に示すとおり、平成23年1月以降に雇用調整を実施した事業所の割合は23.0%（昨年39.0%）となっている。雇用調整の措置内容を見ると、採用の停止・抑制（11.3%）、一時帰休・休業（10.3%）、残業の規制（5.7%）、賃金のカット（5.7%）の順になっている。

さらに、第10表に示すとおり、本年4月分の給与について、賃金カット等を実施した事業所は、一般の従業員（係員）について7.1%、管理職（課長級）について7.9%となっており、当該事業所における平均減額率は、一般の従業員について6.1%、管理職について6.7%となっている。

第9表 民間における雇用調整の実施状況

(単位：%)

項 目	実施事業所割合
採用の停止・抑制	11.3
転籍出向	4.7
希望退職者の募集	3.1
正社員の解雇	0.0
部門の整理・部門間の配転	2.6
業務の外部委託・一部職種の派遣社員等への転換	2.9
残業の規制	5.7
一時帰休・休業	10.3
ワークシェアリング	0.0
賃金のカット	5.7
計	23.0

(注) 1 平成23年1月以降の実施状況である。

2 項目については、複数回答である。

3 「一時帰休・休業」、「ワークシェアリング」、「賃金カット」のいずれかの措置を実施している企業の割合は、13.2%である。

第10表 民間における賃金カット等の実施状況

(単位：%)

役職段階	項 目	賃金カット等を実施した事業所	賃金カット等を実施した事業所における平均減額率
係 員		7.1	6.1
課 長 級		7.9	6.7

(注) 平成23年4月分の給与について、賃金カット、一時帰休・休業またはワークシェアリングのいずれかを実施した事業所の状況である。

3 職員給与と民間給与との比較

(1) 月例給

前記の「平成 23 年福井県職員給与実態調査」および「平成 23 年職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員にあっては行政職、民間にあっては公務の行政職に類すると認められる職種の者について、役職段階、学歴、年齢等が同等と認められる者同士の 4 月分の給与額を比較（ラスパイレス比較）し、その較差を算定したところ、第 11 表に示すとおり、職員給与が民間給与を 1,069 円（0.28%）上回った。

第 11 表 職員と民間の給与較差

区 分	金 額 等
民 間 給 与 (A)	374,241 円
職 員 給 与 (B)	375,310 円
較 差 (A) - (B)	△1,069 円
$\frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100$	△0.28%

(2) 特別給

「平成 23 年職種別民間給与実態調査」の結果、昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間において、民間事業所で事務・技術等従業員に支払われた賞与等の特別給は、第 12 表に示すとおり所定内給与月額額の 3.94 月分に相当している。なお、職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数は 3.95 月である。

第 12 表 民間における特別給の支給状況

項 目	区 分	事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
		平均給与月額	
	下半期 (A1)	356,622 円	270,021 円
	上半期 (A2)	353,943 円	268,182 円
特別給の支給額	下半期 (B1)	700,906 円	405,146 円
	上半期 (B2)	695,711 円	407,348 円
特別給の支給割合	下半期 (B1/A1)	1.97 月分	1.50 月分
	上半期 (B2/A2)	1.97 月分	1.52 月分
年 間 の 合 計		3.94 月分	3.02 月分

(注) 下半期とは平成 22 年 8 月から平成 23 年 1 月まで、上半期とは平成 23 年 2 月から同年 7 月までの期間をいう。

4 生 計 費 等

(1) 物価・生計費

今年4月の消費者物価指数（総務省）は、福井市においては昨年4月と比べ0.3ポイントの増加となっている。また、家計調査（総務省）によれば、福井市内の全世帯における昨年5月から今年4月までの消費支出の平均月額は、前年比8.8%の増加となっている。

家計調査の結果を基礎として、世帯人員の調整を行うことにより算出した費目別平均支出金額に費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した福井市における2人世帯、3人世帯、4人世帯および5人世帯の標準生計費は、それぞれ172,230円、198,280円、224,320円、250,360円となった。また、別に算定した1人世帯の標準生計費は、115,970円となっている。

(参考資料第17表、第19表)

(2) 雇用情勢

労働力調査（総務省）によれば、今年4月の全国における完全失業率は、昨年4月の水準から0.4ポイント上回り、4.7%（季節調整値）となっている。本県においては昨年4月から6月の平均と比べ0.8ポイント下回り、3.2%（モデル推計値）となっている。

また、一般職業紹介状況（厚生労働省）によれば、本県における今年4月の有効求人倍率は、昨年4月と比べ0.34ポイント上昇し、1.04倍（季節調整値）となっている。

(参考資料第19表)

5 人事院の報告および勧告等

人事院は、本年9月30日、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律等の規定に基づき、一般職の職員の給与等について報告するとともに、給与等の改定について勧告し、あわせて、公務員制度改革に関する報告を行った。

また、国家公務員法第23条の規定に基づき、定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見を申し出た。

その概要は次のとおりである。

(1) 給与勧告の骨子

I 給与勧告の基本的考え方

- ・国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な報告・勧告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・国家公務員の給与は、市場原理による決定が困難であることから、勧告に当たっては、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与に準拠して定めることが最も合理的

II 民間給与との較差に基づく給与改定

1 民間給与との比較

約10,500民間事業所の約43万人の個人別給与を实地調査（完了率90.5%）
（東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県に所在する事業所を除き調査を実施）

〈月例給〉 公務と民間の4月分給与を調査（ペア中止、賃金カット等を実施した企業の状況も反映）し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢の同じ者同士を比較

○月例給の較差 △899円 △0.23% [行政職俸給表(一)…現行給与397,723円 平均年齢42.3歳]
[俸給△816円 はね返り分(注) △83円]
(注) 地域手当など俸給の月額を算定基礎としている諸手当の額が減少することによる分

〈ボーナス〉 民間の事業所ごとの過去1年間における特別給の支給人員及び支給総額を全国集計し、それを基に支給割合（月数）を算出

○期末・勤勉手当（現行3.95月）の改定見送り

本年の調査結果によると、東北3県を除いた民間の支給割合は3.99月（3.987月）であるが、過去3年分について東北3県を除いて集計すると0.004月～0.007月分高くなること、東北3県の今夏の特別給の状況は厳しいとみられることから、特別給の改定を行うべきと判断するに至らず、改定を見送り

2 給与改定の内容と考え方

〈月例給〉 民間給与との較差（マイナス）を解消するため、俸給表の引下げ改定

(1) 俸給表

- ①行政職俸給表(一) 民間の給与水準を上回っている50歳台を中心に、40歳台以上を念頭に置いた引下げ（50歳台が在職する号俸：最大△0.5%、40歳台後半層が在職する号俸：△0.4%、40歳台前半層が在職する号俸で収れん）
- ②指定職俸給表 行政職俸給表(一)の管理職層の引下げ率を踏まえた引下げ改定（△0.5%）
- ③その他の俸給表 行政職俸給表(一)との均衡を考慮した引下げ（ただし、医療職俸給表(一)等は除外）

※給与構造改革における経過措置額についても、本年の俸給表の改定率等を踏まえて引下げ

(2) その他の手当

- 委員、顧問、参与等の手当 指定職俸給表の改定状況等を踏まえ支給限度額を引下げ
(35,100円→34,900円)

[実施時期等] 公布日の属する月の翌月の初日（公布日が月の初日であるときは、その日）

本年4月からこの改定の実施の日の前日までの期間に係る較差相当分を年間給与でみて解消

するため、4月の給与に調整率(△0.37%) (注)を乗じて得た額に4月から実施の日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額と、6月に支給された特別給の額に調整率を乗じて得た額の合計額に相当する額を、12月期の期末手当の額で減額調整(引下げ改定が行われる俸給月額又は経過措置額を受ける職員を対象)

(注)行政職俸給表(一)適用職員全体に係る民間給与との較差の総額を、減額調整の対象となる同表適用職員で均等に負担する場合の率

Ⅲ 給与制度の改定等

○経過措置額の廃止等

- ・給与構造改革における経過措置額について、平成24年度は経過措置額として支給されている俸給の2分の1を減額(減額の上限1万円)して支給し、平成25年4月1日に廃止
- ・経過措置額の廃止に伴って生ずる制度改正原資を用いて、若年・中堅層を中心に、給与構造改革期間中に抑制されてきた昇給を回復。平成24年4月に、36歳未満の職員を最大2号俸、36歳以上42歳未満の職員を最大1号俸、平成25年4月に、人事院規則で定める年齢に満たない職員を最大1号俸上位に調整

○今後の取組

- ・50歳台の官民の給与差が生じている背景には官民の昇進管理等の違いがあるものの、定年延長も見据え、来年度以降、高齢層における官民の給与差を縮小する方向で昇格、昇給制度の見直しを検討
- ・民間における産業構造・組織形態の変化等への対応として民間給与実態調査の対象産業の拡大等を検討
- ・専門スタッフ職俸給表の級の新設については、政府における職の整備の取組を待つて対応

○その他

- ・本年は、東北3県の民間給与実態調査を実施していないため、北海道・東北地域の較差を用いた地域間給与配分の検証を行っていない。来年以降、全国のデータを基に、最終的な検証

Ⅳ 国家公務員の給与減額支給措置に対する人事院の考え方

本年6月に内閣から国会に提出された「国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案」について、現行の給与改定の仕組みとの関係、法案提出過程における職員の合意、給与減額支給措置の期間等の観点から本院の考え方を述べ、国会で審議を尽くしていただきたい旨言及

(2) 国家公務員制度改革に関する報告の骨子

I 国家公務員制度改革の前提となる基本認識

国家公務員制度改革は、民間と異なる国家行政や国家公務員の労使関係の特徴を関係者の共通認識としつつ、議論を尽くし、国民の十分な理解と納得を得て進めるべきことを指摘

1 国家行政の特徴と国家公務員の在り方

- ①具体的な行政組織、行政の果たすべき任務等は、法律や予算に基づき、国会の民主的コントロールの下に置かれていること
- ②大臣等と国家公務員との関係は、いわば車の両輪ともいえる関係にあり、適切な役割分担と連携が求められること

2 国家公務員の労使関係の特徴

(1) 大臣等の使用者としての権能は国会の民主的コントロールを受ける

勤務条件法定主義、財政民主主義の原則により国会の民主的コントロールを受け、国家公務員の給与等勤務条件は直接の使用者である内閣総理大臣や各省大臣等の決定だけでは完結しないという構造的な特徴が存在

(2) 国家公務員には国民全体の奉仕者としての職務遂行が求められる

国家公務員は、国民全体の奉仕者として、大臣等と一体となり全力で国民のために職務を遂行することが求められること

(3) 公務における勤務条件決定には利潤の分配や市場の抑制力という内在的制約が存しない

公務における勤務条件決定では、民間企業の賃金決定における利潤の分配といった枠組みが当てはまらず、また、基本的には倒産などの市場の抑制力という内在的制約が欠如

II 国家公務員制度改革関連法案に関する論点

1 人事行政の公正の確保に関する論点

人事行政の公正を確保する機能を制度的に確保するため、更に次の措置が必要

(1) 採用試験及び研修の公正な実施の確保

採用試験の出題や合否判定等については、組織的に一定の独立性を有する第三者機関が行うことが必要。また、職員の研修についても、公正な計画・実施のための措置が重要

(2) 幹部職員人事の公正確保

幹部職員の適格性審査に人事公正委員会が適切・実効的に関与することが重要。また、幹部職間の転任には、適性の厳正な検証や異動の合理性・納得性を高めるための措置が必要

2 協約締結権付与に関する論点

改めて労働基本権制約の見直しに関する基本的な論点を整理

(1) 協約締結権付与の必要性和国民の利害・得失の明確化

現行制度の問題や国民にとっての具体的利害・得失等が明らかにされる必要

(2) 勤務条件に対する民主的コントロールと当事者能力の確保

勤務条件についての国会の民主的コントロールという憲法上の要請と、内閣の使用者としての当事者能力の確保との間の整合性をどう図るのか適切な制度設計を行う必要

(3) 複数の労働組合との交渉を通じた勤務条件の決定等

一部の組合に対する仲裁裁定と他の組合との協約の関係を整理する必要。また、非組合員の勤務条件をどう決定するのか整理する必要

(4) 具体的な労使交渉の在り方

予算の事前調整・民間の給与実態の把握、配分交渉の方法、各府省における労使交渉の体制整備について詰める必要

(5) 仲裁裁定の実効性の確保

法案では仲裁裁定は内閣に対する努力義務とされているが、その実施は最大限確保される必要

(6) 引き続き労働基本権が制約される職員の代償措置

警察職員等の労働基本権制約に対する代償措置の確保が必要

III 国家公務員制度改革基本法に定める課題等についての取組

1 能力・実績に基づく人事管理の推進

能力・実績に基づく人事管理の推進のため、採用試験の再編、体系的人材育成、ポスト在任期間の確保、競争的かつ公正な選抜手続の整備等に取り組む。人事評価制度の適切な運用を支援

2 職員の勤務環境の整備

男性の育児休業取得促進の一助として短期間の取得者の期末手当の支給割合を見直し。超過勤務縮減のための政府全体としての取組や東日本大震災の惨事ストレス対応を含めた心の健康づくり対策を推進

(3) 定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出の骨子

1 検討の背景

- ・ 公的年金の支給開始年齢が、平成25年度以降段階的に60歳から65歳へと引き上げられることに伴い、現行の60歳定年制度のままでは無収入となる期間が発生。雇用と年金の接続は官民共通の課題
- ・ 既に民間企業では、高齢者等の雇用の安定等に関する法律において、65歳までの雇用確保措置を義務付け
- ・ 公務についても、国家公務員制度改革基本法第10条に、雇用と年金の接続の重要性に留意して定年を段階的に65歳に引き上げるについて検討することと規定
- ・ 人事院として、平成19年から「公務員の高齢期の雇用問題に関する研究会」（座長：清家篤慶應義塾長）を開催。平成21年7月の最終報告を踏まえ、制度と運用の見直し方策を検討

2 段階的な定年の引上げの必要性

- ・ 民間企業における60歳定年到達者の再雇用の運用状況をみると、非管理職層を中心に、多くの者が実際に継続雇用され、また、定年前の仕事内容を継続する形が多くなっている
- ・ 政策の立案や行政事務の執行等の業務が主体である公務における再任用は、定年前より職責が低い係長・主任級の短時間勤務のポストで、補完的な職務に従事させることが一般的。今後、再任用希望者の大幅な増加が見込まれ、こうした再任用では、希望者全員を65歳まで雇用する仕組みとして十分機能することは困難
- ・ 定年の引上げにより対応する場合、雇用と年金の接続が確実に図られるほか、採用から退職までの人事管理の一体性・連続性が確保され、また、職員の意欲と能力に応じた配置・処遇も可能
- ・ 民間企業での取組に留意し、60歳以降の給与の抑制、組織活力維持のための方策等を講じながら段階的に定年を引き上げることで、来るべき本格的な高齢社会において公務能率を確保しながら職員の能力を十分活用していくことが適当

3 段階的な定年の引上げのための具体的措置

(1) 段階的な定年の引上げ

- ・ 平成25年度から3年に1歳ずつ段階的に定年を引き上げ、平成37年度に65歳定年とする
- ・ 段階的な定年の引上げ期間中は、定年退職後、年金が満額支給される65歳までの間について、再任用制度の活用を拡大を通じて65歳までの雇用を確保
- ・ 60歳以降の働き方等についての人事当局による意向聴取を通じ、多様な働き方を実現

(2) 60歳を超える職員の給与制度の設計— 年間給与は60歳前の70%

- ・ 国家公務員給与は社会一般の情勢に適応するように変更することとされ、また、俸給は職務と責任に応じて職務の級が設定され、同一の職務の級の中でも一定の幅をもって水準が設定
- ・ 定年の引上げに当たり、60歳前後で同じ職務を行う場合であっても、同一の職務の級を適用した上で、各職務の級における所定の俸給の幅も考慮しつつ、60歳台前半層の民間企業従業員の年間所得等を踏まえて60歳前より低い水準に設定することは、職務給の考え方とも整合
- ・ 60歳台前半層の民間企業従業員（製造業（管理・事務・技術））の年間所得（給与、在職老齢年金、高齢雇用継続基本給付金）が60歳前の年間給与の約70%（企業規模100人以上535万円/787万円＝68.0%、同10人以上509万円/719万円＝70.8%）であることを踏まえ、60歳を超える職員の年間給与について、60歳に達した日の属する年度の翌年度から、60歳前の70%に設定
- ・ 具体的には、俸給月額を一定程度確保（60歳前の73%）することとし、その分ボーナス（特別給）の年間支給月数を60歳前の職員に比べて引下げ（年間3.00月分）
- ・ 60歳を超える職員は昇給しない。諸手当は基本的に60歳前と同様の手当を支給
- ・ 医療職（一）等は、60歳以降も現在と同様の給与制度を適用
- ・ 60歳を超えた特例定年が適用されている職員（行政職（二）労務職員等）の給与も引き下げるが、これまで60歳超の定年に達するまで、給与の引下げがなかったことを考慮し、一定の経過措置
- ・ 定年の引上げを行っても、総人員及び級別の人員を増加させないことを前提とすれば、総給与費は減少

(3) 組織活力の維持のための方策

① 役職定年制の導入

- ・ 管理職の新陳代謝を図り組織活力を維持するため、能力・実績に基づく人事管理が徹底されるまでの間の当分の間の措置として、本府省の局長、部長、課長等の一定の範囲の管理職が現行の定年である60歳に達した場合に他の官職に異動させることとする役職定年制を導入
- ・ 60歳に達した日後における最初の4月1日までに他の官職に異動。特別な事情がある場合、例外的に引き続き官職に留まれるよう措置

- ・役職定年により異動した職員の俸給は、役職定年による異動前に受けていた号俸の俸給月額額の73%とする。ただし、その額は異動後にその者が属する職務の級の最高号俸を超えないものとする

②短時間勤務制の導入

60歳を超える職員の多様な働き方を実現するため、短時間勤務を希望する職員を短時間勤務ポストに異動させることを可能とし、これにより若年・中堅層の採用・昇進機会を確保

③能力・実績に基づく人事管理の徹底と職員のキャリア支援

- ・職員の能力・業績の的確な把握、短期間で頻繁に異動させる人事運用の見直し、年次的な昇進管理の打破等、能力・実績に基づく人事管理を徹底。また、職員の専門性を強化
- ・節目節目で職員の将来のキャリアプランに関する意向を聴取し、職員の能力を伸ばし多様な経験を付与する機会を拡充する措置を講ずる必要
- ・各府省の行政運営の実情に応じ、スタッフ職が政策立案に必要な役割を果たし得るような行政事務の執行体制を構築

※上記の施策は、平成25年度以降の段階的な定年の引上げ期間中の制度の運用状況や民間企業の動向も踏まえつつ、諸制度及び人事管理の運用を随時見直していく必要。役職定年制については、人事管理の見直しの状況等を踏まえて、必要な検討を行う

4 定年の引上げを円滑に行うため公務全体で取り組むべき施策

- ・公務内外で職員の能力・経験を活用する観点から、専門スタッフ職等の整備、人事交流機会の拡充を図るとともに、自発的な早期退職を支援する退職手当上の措置、定年引上げ期間中も安定的な新規採用を可能とするための定員上の経過措置等を講ずることについて、政府全体での検討が必要
- ・加齢に伴う身体機能の低下が職務遂行に支障を来すおそれがある職務に従事する職員の定年の引上げに関し、その職務の特殊性を踏まえた条件整備や所要の措置の検討が必要

6 む す び

職員の給与等を決定する諸条件は以上報告したとおりであり、これらを総合的に判断した結果、本委員会は職員の給与等について、次のとおり所要の措置を講じる必要があると認める。

(1) 公民の給与較差等に基づく給与の改定

前述のとおり、本年4月時点で、職員の月例給与が民間給与を1,069円(0.28%)上回っていることが判明した。これは、給与構造改革等に伴い職員の平均給与額は減少しているものの、民間企業では、本年も厳しい経営環境の下で、一時帰休や賃金カットが実施されていたことなどによるものと考えられる。

公民給与の精確な比較により適正な公務員給与水準を維持・確保することを目的とした給与勧告制度は、情勢適応の原則に則った給与の決定方法として定着し、職員の労働基本権制約の代償措置として、労使関係の安定や効率的な行政運営に寄与してきていると考えている。

本委員会としては、本年の公民較差の状況や国家公務員給与についての人事院勧告の内容などの諸情勢を総合的に勘案した結果、月例給の引下げ改定を行うことが適切であると判断した。また、特別給については、改定を行わないことが適切であると判断した。

ア 改定すべき事項

(ア) 給料表

給料表については、公民の給与水準を年齢別にみると、50歳台では公務が民間を上回っていることから、人事院勧告における国家公務員俸給表の改定状況および本県の実情を考慮の上、50歳台を中心に、40歳台以上を念頭に置いた引下げ改定を行う必要がある。

ただし、医療職給料表(一)については、県立病院等に勤務する医師の処遇を確保する観点から、任期付研究員給料表(若手育成型)については、若手研究者を対象とした給料表であることから、それぞれ引下げ改定を行わないこととする。

(イ) 経過措置額の取扱い

福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成18年福井県条例第5号)附則第7項から第9項までの規定による給料(経過措置額)の算定基礎となる額についても、医療職給料表(一)適用職員および任期付研究員(若手育成型)を除き、引き下げることとし、その引下げ後の額は、平成18年3月31日において受けていた給料月額に、その者に係る一昨年および昨年の経過措置額の引下げ率ならびに本年の行政職給料表の最大の号給別改定率 $\Delta 0.49\%$ を考慮して定めた率100分の99.07を乗じて得た額とする。

イ 改定の実施時期等

本年の民間給与との較差に基づく給与改定は、職員の給与水準を引き下げる内容の改定であるため、公民給与を均衡させるための所要の調整措置を講じた上、遡及することなく実施することとする。なお、減額改定に伴う日割計算等の事務の複雑化を避けるため、この改定は、この改定を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から実施することとする。

なお、給与の減額改定に伴う年間調整については、本年12月期の期末手当の額において、引下げ改定が行われる給料月額または経過措置額を受ける職員によって公民較差の総額を

負担することとして制度的に調整するよう所要の措置を講じることが適当である。具体的には、引下げ改定が行われる給料月額または経過措置額を受ける職員について、本年4月に受けた民間給与との比較の基礎となる給与種目の給与額の合計額に調整率 $\Delta 0.4\%$ を乗じて得た額に、本年4月からこの改定の実施の日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額と、本年6月に支給された特別給に当該調整率を乗じて得た額を合算した額を基にして調整することとする。

(2) 給与構造の改革

平成18年度から実施した給与構造改革では、給料表水準の引下げを行う一方で、個々の職員の給料引下げについては、経過措置を設けて段階的に行ってきた。

なお、本年の人事院勧告では、高齢層における官民の給与較差を是正する一つの措置として、平成24年度から2か年で当該経過措置を廃止し、これまで抑制されてきた昇給を回復することとしている。

本県においても、経過措置の廃止等については、民間給与の状況や国および他の都道府県の動向等を踏まえながら検討を進めていく必要がある。

(3) 総実勤務時間の短縮

総実勤務時間の短縮は、職員の心身両面の健康保持、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）、さらには公務能率の向上という観点から極めて重要な課題となっている。

本県においては、超過勤務の縮減に向けて、全庁一斉消灯退庁日（ライトダウンデー）やライトダウンウィークの実施、ノー残業デーやグループ単位でのノー残業ウィークの設定、早出遅出勤務制度による勤務時間の弾力化など、任命権者による積極的な取組が行われ、一定の効果を上げているが、依然として長時間に及ぶ超過勤務が行われている実態が見受けられる。

総実勤務時間を短縮するためには、任命権者においては、引き続き、業務のスリム化・効率化により、超過勤務の縮減や適正な人員配置に取り組むとともに、職場管理者にあっては、職員の業務の進捗状況等を的確に把握し、所属内での協働作業等により業務の平準化を図り、超過勤務の事前命令および実績管理を徹底するなど、職員の勤務管理を適切に行うことが必要である。また、職員自身においてもタイムマネジメント意識・コスト意識を持って、日ごろから業務に取り組む必要がある。

特に、学校現場においては、校長が教職員の長時間勤務の実態を把握することはもとより、学校の運営状況に応じた勤務時間の割振りを適正に行い、日々の教育活動に専念するための時間を拡充できるよう創意工夫を行うとともに、教育委員会としても学校の実状の把握に努め、学校単位の取組を引き続き適切に支援していくことが必要である。

また、年次休暇の取得日数は、近年、各任命権者において、休暇の計画的取得や連続取得のための様々な取組がなされているが、依然として全国に比べて低い水準にある。引き続き、休暇を取得しやすい環境の整備に努め、より一層積極的に取り組む必要がある。

(4) 能力・実績に基づく人事管理の推進

国においては、平成19年7月の国家公務員法改正により、能力・実績に基づく人事管理の基礎となるものとして新たな人事評価制度が導入され、平成21年4月から施行されている。

本県では、知事部局において、昨年4月に新たな人事評価制度が本格導入されたところであり、研修を実施して、評価者のスキルアップを図るなど、なお一層公平・公正な人事評価に努

めている。今後は、本県の人事評価制度が適切に運用され、能力・実績に基づく人事管理を行うことが必要である。

(5) 職業生活と家庭生活の両立支援

少子高齢化の急速な進行に伴い、男女が共に家庭生活における責任を担いつつ、仕事と生活の調和を図ることができるような勤務環境を整備することは、職員の福祉を増進し、公務能率を向上させることにもつながるものであり、ますます重要となっている。

次世代育成支援対策推進法に基づき任命権者において策定された特定事業主行動計画は、昨年度から第2期計画が実施され、各任命権者の様々な取組により、一定の成果が見られるところであるが、男性職員の育児休業、配偶者出産休暇の取得については、意識啓発等による一層の取得促進策が求められる。

各任命権者においては、引き続き、計画に掲げられた数値目標を達成できるよう着実に努力されるとともに、今後ともより一層の両立支援の取組を推進していくことを要望する。

また、男性職員の育児休業取得促進策として、本年人事院が、1回の承認に係る期間が1か月以下である育児休業を取得した職員については、本年12月期の期末手当より支給割合を減じないための措置を講ずると報告を行ったところである。本県においても、男性職員の育児休業取得促進の一助となるよう、国に準じた措置を講ずることとする。

(6) 職員の健康管理

職員の心身両面における健康づくりは、職員やその家族にとって重要であるばかりでなく、職員が高い意欲を持って能力を十分に発揮し、県民に対して質の高い行政サービスを効率的かつ的確に提供するという観点からも重要である。

特に、メンタルヘルスについては、予防や早期発見・早期対応に取り組むことが極めて重要である。職員自らが自分の心の健康状態を把握し早期に対処するセルフケアに努めることが不可欠であり、職場管理者にあっては、日ごろから職員とコミュニケーションを図り日常的な行動や健康状態の適切な把握、職員からの相談への適切な対応、職員の健康状態に配慮した業務分担の変更、長時間に及ぶ超過勤務を行った職員に対する医師の面接指導の徹底等に努める必要がある。

また、任命権者において、メンタルヘルスに関する研修の実施や相談体制の充実など予防や早期対応のための様々な取組が進められており、知事部局においては、これらの取組と併せて、円滑な職場復帰および再発防止の観点から、本年3月に職場復帰支援プログラムを策定し、職場管理者、人事担当、メンタルケア専門員等が相互に連携しながら、療養中の職員に対する職場復帰支援を行っているところである。今後もこれらに積極的に取り組み、さらに充実したものとしていくことが望まれる。

(7) 公務員倫理の確保

全体の奉仕者として公共の利益のために勤務する職員には、公務員倫理の確保が強く求められる。

職員一人ひとりが、法令遵守を徹底し、高い倫理観の保持に努めるとともに、公務の執行者たる責務を常に意識し、県民の信頼と期待に応えるという強い使命感を持って、全力で職務に精励することが必要である。

また、各任命権者においても、職員研修等のあらゆる機会を通じ、引き続き職員の倫理意識

の高揚に努め、法令の遵守および厳正な服務規律の確保を図るとともに、職場管理者においては、職員一人ひとりの勤務状況や生活態度を常に把握し、職場全体の倫理観向上に努めることが必要である。

(8) 公務員の高齢期の雇用について

公的年金の支給開始年齢は、平成 25 年度以降段階的に 60 歳から 65 歳へと引上げられることとなっており、国家公務員制度改革基本法では、雇用と年金の接続性に留意して定年を段階的に 65 歳に引き上げることについて検討することを規定している。この趣旨を踏まえ、本年 9 月に、人事院は、来るべき本格的な高齢社会において公務能率を確保しながら職員の能力を十分活用していくためには、公的年齢の引上げに合わせて、平成 25 年度から平成 37 年度に向けて、60 歳を超える職員の給与の抑制や多様な働き方を可能とする措置等を講じながら、定年を段階的に 65 歳に引き上げることが適当とする「定年を段階的に 65 歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出」を行っている。具体的には、①平成 25 年度から 3 年に 1 歳ずつ段階的に定年を引き上げ、平成 37 年度に 65 歳定年とする、②60 歳超の職員の年間給与を 60 歳前の 70%水準とする、③能力・実績に基づく人事管理の徹底、役職定年制の導入による組織活力の維持、④短時間勤務制の導入や意向聴取等を通じ、60 歳超の多様な働き方を実現するなどが示されている。

地方公務員においても雇用と年金の接続を図ることは重要であり、また、地方公務員の定年は、地方公務員法において国家公務員の定年を基準とし条例で定めることとされていることから、本県においては関係法令や諸制度の改正および他の都道府県の動向を注視し、定年年齢の引上げなど適切に対応する必要がある。

(9) 公務員の労働基本権問題

現在、国家公務員の非現業公務員（警察職員等を除く。）の労働基本権については、団結および団体交渉は認められているが、協約締結および争議行為は認められていない。

国家公務員制度改革基本法では、協約締結権を付与する職員の範囲を拡大し、自律的労使関係制度を措置するものとしており、国において、国家公務員の労働基本権のあり方についての検討が進められてきた。本年 6 月、第 177 回通常国会に基本法に基づく国家公務員制度改革のための法的措置として「国家公務員法等の一部を改正する法律案」をはじめとする国家公務員制度改革関連 4 法案が提出され、継続審査となっている。

国は、国家公務員の労使関係制度の措置を踏まえ、地方公務員についても新たな労使関係制度を設けることを検討しており、本県においてもその動向を注視し、適切に対応していく必要がある。

(10) 優秀かつ多様な人材の確保

社会経済の変動などによって複雑・高度化している行政課題に、迅速かつ適正に対応するためには、行政サービスの基盤を支える優秀かつ多様な人材の確保が強く求められている。本県では、これまでも、採用試験制度の見直しや、任期付研究員制度および任期付職員制度の導入などにより人材確保に努めてきたが、人材の供給構造も大きく変化していることから、引き続き、採用試験の在り方などについて検討を進め、優秀かつ多様な人材確保に取り組む必要がある。

また、行財政改革の推進により、組織のスリム化や職員数の削減などが進んでおり、職員に

は、今まで以上の役割や職責を果たすことが求められている。これまで、職員の資質・能力を伸ばすため、学習的職場づくり、多彩な職員研修、総合的育成方策等が計画的に推進されているところであるが、時代の要請に応じた質の高い行政サービスを提供するためには、長期的視点に立った職員の育成が重要である。知事部局においては、本年3月に「福井県職員の人材育成に関する基本方針」が新たに策定されたが、職員が持てる力と意欲を最大限発揮できるよう、この方針に基づき、採用、人事異動、人事評価、研修など人事管理全体を通じた計画的な人材育成に着実に取り組むことが必要である。

勸 告

本委員会は、次の事項を実現するため、福井県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和 29 年福井県条例第 24 号）、福井県一般職の任期付研究員の採用ならびに給与および勤務時間の特例に関する条例（平成 14 年福井県条例第 4 号）、福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例（平成 15 年福井県条例第 1 号）および福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 18 年福井県条例第 5 号）を改正することを勧告する。

1 福井県一般職の職員等の給与に関する条例の改正

現行の給料表（医療職給料表（一）を除く。）を別記第 1 のとおり改定すること。

2 福井県一般職の任期付研究員の採用ならびに給与および勤務時間の特例に関する条例の改正

現行の第 1 号任期付研究員に適用される給料表を別記第 2 のとおり改定すること。

3 福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例の改正

現行の給料表を別記第 3 のとおり改定すること。

4 福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 18 年福井県条例第 5 号）の改正

平成18年3月31日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年福井県条例第48号。アにおいて「平成21年改正条例」という。）の施行の日において次に掲げる職員である者にあつては、当該給料月額にそれぞれ次に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額（福井県一般職の職員等の給与に関する条例附則第17項の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下「特定職員」という。）にあつては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の99.1を乗じて得た額）を給料として支給すること。

(1) 平成21年改正条例附則第3項第1号に規定する減額改定対象職員 100分の99.07

(2) (1)に掲げる以外の職員（医療職給料表（一）の適用を受ける職員および第2号任期付研究員を除く。） 100分の99.34

5 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から実施すること。

(2) 平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置

ア 平成23年12月に支給する期末手当の額は、福井県一般職の職員等の給与に関する条例第21条の規定その他の期末手当に係る規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、（ア）および（イ）に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とすること。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しないこととすること。

（ア）平成23年4月1日（同月2日から同年12月1日までの期間において職員以外の者または職員であって適用される給料表ならびにその職務の級および号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄および号給欄に掲げるものであるもの（福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年福井県条例第5号）附則第7項の適用を受けない職員に限る。）、医療職給料表(一)の適用を受ける職員、第2号任期付研究員もしくは第1号任期付研究員もしくは特定任期付職員でその号給が1号給から3号給までであるものからこれらの職員以外の職員（以下「減額改定対象職員」という。）となった者（同年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものを除く。）にあつては、その減額改定対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち人事委員会規則で定める日）において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当の基礎額、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）および教職調整額の月額合計額に100分の0.4を乗じて得た額に、同月からこの改定の実施の日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から当該実施の日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の人事委員会規則で定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して人事委員会規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
行政職給料表	1級	1号給から93号給まで
	2級	1号給から76号給まで
	3級	1号給から60号給まで
	4級	1号給から44号給まで
	5級	1号給から36号給まで
	6級	1号給から36号給まで
	7級	1号給から24号給まで
	8級	1号給から4号給まで
警察職給料表	1級	1号給から104号給まで
	2級	1号給から96号給まで
	3級	1号給から84号給まで

	4級	1号給から68号給まで
	5級	1号給から44号給まで
	6級	1号給から36号給まで
	7級	1号給から28号給まで
	8級	1号給から16号給まで
	9級	1号給から4号給まで
教育職給料表（一）	1級	1号給から104号給まで
	2級	1号給から84号給まで
	3級	1号給から36号給まで
教育職給料表（二）	1級	1号給から104号給まで
	2級	1号給から96号給まで
	3級	1号給から52号給まで
研究職給料表	1級	1号給から108号給まで
	2級	1号給から84号給まで
	3級	1号給から52号給まで
	4級	1号給から36号給まで
	5級	1号給から20号給まで
医療職給料表（二）	1級	1号給から85号給まで
	2級	1号給から84号給まで
	3級	1号給から68号給まで
	4級	1号給から56号給まで
	5級	1号給から40号給まで
	6級	1号給から24号給まで
	7級	1号給から8号給まで
医療職給料表（三）	1級	1号給から108号給まで
	2級	1号給から92号給まで
	3級	1号給から68号給まで
	4級	1号給から56号給まで
	5級	1号給から40号給まで
	6級	1号給から20号給まで
	7級	1号給から4号給まで
福祉職給料表	1級	1号給から104号給まで
	2級	1号給から80号給まで
	3級	1号給から56号給まで
	4級	1号給から48号給まで
	5級	1号給から28号給まで
	6級	1号給から16号給まで

（イ）平成23年6月1日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して人事委員会規則で定める者を除く。）に同月に支給された期末手当および勤勉手当の合

計額に100分の0.4を乗じて得た額

イ 平成23年4月1日から同年12月1日までの間において給料表の適用を受けない県職員等であった者から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものについては、アの額の算定に関し所要の措置を講ずること。

(3) その他所要の措置

(2) に掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の措置を講ずること。

行政職給料表

職員の 区分	職級 の 号	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額 円								
	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	301,700	345,500	413,000	464,600
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	304,100	348,100	415,500	467,700
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	306,500	350,700	418,000	470,800
	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	308,900	353,300	420,500	473,900
	5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	311,200	355,900	422,400	476,900
	6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	313,600	358,500	424,700	480,000
	7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	316,000	361,000	426,900	483,100
	8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	318,400	363,600	429,100	486,200
	9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	320,600	366,200	431,200	489,100
	10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	322,900	368,800	433,300	492,200
	11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	325,200	371,400	435,400	495,300
	12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	327,500	374,000	437,600	498,400
	13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	329,800	376,300	439,500	501,200
	14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	331,900	378,800	441,400	503,600
	15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	334,100	381,300	443,400	506,000
	16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	336,300	383,800	445,400	508,400
	17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	338,600	386,400	447,300	510,800
	18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	340,800	389,100	449,100	512,300
	19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	343,000	391,800	450,900	513,800
	20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	345,200	394,500	452,700	515,300
	21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	347,200	397,100	454,500	516,500
	22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	349,300	399,400	456,000	518,000
	23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	351,400	401,700	457,500	519,500
	24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	353,500	404,100	459,000	521,000
	25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,500	355,500	406,000	460,500	522,300
	26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,500	357,500	408,000	461,900	523,400
	27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,500	359,500	409,900	463,300	524,600
	28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,500	361,400	411,800	464,600	525,800
再任用 職員 以外の 職員	29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,400	363,500	413,700	465,600	527,000
	30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,300	365,400	415,500	466,400	527,900
	31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,200	367,400	417,400	467,200	528,800
	32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,100	369,400	419,400	468,000	529,700
	33	185,800	242,100	282,700	328,400	357,000	371,500	421,300	468,700	530,500
	34	187,300	243,600	284,600	330,400	358,800	373,500	422,800	469,500	531,400
	35	188,800	245,100	286,500	332,500	360,600	375,500	424,400	470,300	532,300
	36	190,300	246,700	288,400	334,600	362,300	377,500	426,000	471,100	533,200
	37	191,600	248,000	290,100	336,500	363,800	379,100	427,600	471,900	534,100
	38	192,900	249,600	291,900	338,500	365,100	380,900	428,900	472,700	535,000
	39	194,200	251,200	293,700	340,500	366,500	382,700	430,200	473,500	535,900
	40	195,500	252,800	295,500	342,500	367,900	384,400	431,500	474,300	536,800
	41	196,900	254,200	297,400	344,400	369,400	386,200	432,700	475,100	537,700
	42	198,200	255,600	299,100	346,300	370,300	387,600	434,000	475,800	
	43	199,500	257,000	300,800	348,200	371,400	389,200	435,300	476,600	
	44	200,800	258,400	302,500	350,100	372,500	390,800	436,500	477,400	
	45	202,000	259,700	304,200	351,600	373,400	392,400	437,800	478,200	
	46	203,300	261,100	305,900	353,100	374,300	393,600	438,700		
	47	204,600	262,500	307,600	354,600	375,200	394,800	439,600		
	48	205,900	263,900	309,300	356,100	376,100	396,000	440,500		
	49	207,100	265,200	310,600	357,800	377,100	397,100	441,100		
	50	208,200	266,400	312,200	358,700	377,900	398,300	441,900		
	51	209,300	267,700	313,800	359,900	378,700	399,500	442,600		
	52	210,400	269,000	315,400	360,900	379,500	400,700	443,400		
	53	211,600	270,100	317,100	361,800	380,200	401,400	444,200		
	54	212,600	271,400	318,700	362,900	380,900	402,100	445,000		
	55	213,600	272,700	320,300	363,900	381,600	402,800	445,800		
	56	214,600	274,000	321,900	365,000	382,300	403,500	446,600		
57	215,400	275,200	323,400	365,900	382,900	404,200	447,200			
58	216,400	276,300	324,600	366,600	383,500	404,900	448,000			
59	217,300	277,400	325,800	367,300	384,200	405,600	448,800			
60	218,300	278,500	327,000	368,000	384,900	406,300	449,600			
61	219,200	279,700	327,800	368,500	385,400	407,100	450,200			
62	220,200	280,700	328,700	369,100	386,100	407,800	451,000			
63	221,200	281,700	329,500	369,800	386,800	408,500	451,800			
64	222,200	282,700	330,300	370,500	387,500	409,200	452,600			

65	223,000	283,500	331,200	370,900	388,000	409,800	453,200		
66	224,000	284,400	331,700	371,600	388,700	410,500	454,000		
67	225,000	285,300	332,500	372,300	389,400	411,200	454,800		
68	226,100	286,200	333,300	373,000	390,100	411,900	455,600		
69	226,900	287,200	334,100	373,500	390,500	412,500	456,200		
70	227,700	288,000	334,800	374,200	391,200	413,200			
71	228,500	288,800	335,500	374,900	391,900	413,900			
72	229,300	289,600	336,200	375,600	392,600	414,600			
73	230,100	290,400	336,700	376,100	392,900	414,900			
74	230,800	290,900	337,300	376,800	393,600	415,500			
75	231,500	291,400	337,900	377,500	394,300	416,200			
76	232,200	291,900	338,500	378,200	395,000	416,900			
77	233,000	292,000	338,800	378,600	395,400	417,400			
78	233,800	292,400	339,300	379,200	396,100	418,100			
79	234,600	292,600	339,800	379,800	396,800	418,800			
80	235,400	293,000	340,300	380,400	397,500	419,500			
81	236,100	293,200	340,700	380,900	398,000	420,000			
82	236,800	293,500	341,200	381,500	398,700	420,700			
83	237,500	293,900	341,700	382,100	399,400	421,400			
84	238,200	294,200	342,200	382,700	400,100	422,100			
85	239,000	294,500	342,700	383,300	400,600	422,600			
86	239,700	294,800	343,200	383,900	401,300				
87	240,400	295,100	343,700	384,500	402,000				
88	241,100	295,500	344,200	385,100	402,700				
89	241,900	295,800	344,600	385,800	403,200				
90	242,400	296,200	345,100	386,400	403,900				
91	242,900	296,600	345,600	387,000	404,600				
92	243,400	297,000	346,100	387,600	405,300				
93	243,700	297,100	346,300	388,300	405,700				
94	297,500	346,800	388,900						
95	297,900	347,300	389,500						
96	298,300	347,800	390,100						
97	298,500	347,900	390,800						
98	298,900	348,400	391,400						
99	299,300	348,900	392,000						
100	299,700	349,400	392,600						
101	299,900	349,700	393,200						
102	300,300	350,100	393,800						
103	300,700	350,500	394,400						
104	301,100	350,900	395,000						
105	301,300	351,400	395,500						
106	301,600	351,800							
107	302,000	352,200							
108	302,400	352,600							
109	302,600	353,100							
110	303,000	353,500							
111	303,400	353,900							
112	303,700	354,200							
113	303,800	354,700							
114	304,200								
115	304,600								
116	305,000								
117	305,200								
118	305,500								
119	305,800								
120	306,100								

警察職給料表

職員の 区分	階級 号	1級		2級		3級		4級		5級		6級		7級		8級		9級	
		給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円
再任用 職以外の 職員	1	158,100	173,600	200,200	240,100	291,600	319,600	349,100	385,300	428,000	69	271,000	290,400	315,400	363,000	409,900	424,400	448,600	
	2	159,800	175,400	202,200	241,900	293,900	321,900	351,400	387,500	429,900	70	272,400	292,000	316,900	364,400	410,500	425,000	449,200	
	3	161,500	177,200	204,200	243,700	296,200	324,200	353,700	389,700	431,800	71	273,800	293,600	318,400	365,700	411,100	425,600	449,800	
	4	163,200	179,000	206,200	245,500	298,500	326,500	356,000	391,900	433,700	72	275,200	295,200	319,900	367,100	411,700	426,200	450,400	
	5	164,700	180,900	208,200	247,400	300,600	328,900	358,100	393,800	435,100	73	276,700	296,600	321,000	368,400	412,300	426,600	451,000	
	6	166,600	183,200	210,200	249,300	302,900	331,100	360,300	395,800	436,800	74	278,100	298,100	322,700	369,700	412,900	427,200	451,600	
	7	168,400	185,500	212,200	251,200	305,200	333,400	362,500	397,800	438,400	75	279,500	299,600	324,400	371,100	413,500	427,800	452,200	
	8	170,300	187,800	214,200	253,100	307,500	335,700	364,700	399,700	440,000	76	280,900	301,100	326,100	372,400	414,100	428,400	452,800	
	9	172,000	190,000	216,300	254,800	309,600	337,800	366,800	401,600	441,600	77	282,100	302,400	327,900	373,700	414,600	428,900	453,500	
	10	173,700	192,600	218,100	256,700	311,900	340,100	369,000	403,600	443,300	78	283,300	303,900	329,600	374,900	415,200	429,500		
	11	175,400	195,100	219,900	258,600	314,200	342,400	371,200	405,700	445,000	79	284,500	305,400	331,200	376,100	415,800	430,100		
	12	177,100	197,600	221,700	260,400	316,500	344,700	373,400	407,800	446,700	80	285,700	306,900	332,900	377,300	416,300	430,700		
	13	179,000	200,000	223,600	262,100	318,600	346,800	375,600	409,700	448,000	81	287,000	308,400	334,600	378,600	416,700	431,200		
	14	181,100	201,800	225,500	263,700	320,900	349,000	377,800	411,800	449,600	82	288,300	309,800	336,300	379,800	417,300	431,800		
	15	183,200	203,600	227,400	265,300	323,200	351,200	380,000	413,900	451,400	83	289,600	311,200	338,000	381,000	417,900	432,400		
	16	185,300	205,400	229,300	266,800	325,200	353,400	382,200	416,000	453,200	84	290,900	312,600	339,700	382,200	418,500	433,000		
	17	187,500	207,300	231,000	268,100	327,600	355,700	384,100	417,800	454,800	85	292,300	313,800	341,200	383,300	419,000	433,600		
	18	189,900	209,200	232,800	270,000	329,900	357,800	386,100	419,500	456,600	86	293,500	315,300	342,700	383,900	419,600	434,200		
	19	192,300	211,100	234,600	271,800	332,100	359,900	388,200	421,200	458,400	87	294,700	316,800	344,200	384,500	420,200	434,800		
	20	194,700	213,000	236,400	273,600	334,400	362,000	390,200	422,900	460,200	88	295,900	318,300	345,700	385,100	420,700	435,400		
	21	197,200	214,700	238,200	275,200	336,500	364,200	392,100	424,600	461,800	89	297,100	319,800	347,000	385,700	421,300	436,000		
	22	199,000	216,500	239,700	277,100	338,600	366,200	394,200	426,200	463,600	90	298,300	321,300	348,400	386,300	421,900			
	23	200,800	218,300	241,200	279,000	340,700	368,300	396,300	427,700	465,300	91	299,500	322,800	349,700	386,900	422,500			
	24	202,600	220,100	242,700	280,900	342,800	370,400	398,400	429,300	467,100	92	300,700	324,300	351,100	387,500	423,100			
	25	204,500	221,800	244,200	282,600	345,000	372,400	400,200	430,700	468,700	93	301,500	325,600	352,500	388,000	423,700			
	26	206,300	223,500	245,800	284,800	347,100	374,500	402,300	432,100	470,200	94	302,800	327,000	354,000	388,600	424,300			
	27	208,100	225,200	247,400	287,000	349,200	376,600	404,400	433,700	471,700	95	304,100	328,400	355,500	389,200	424,900			
	28	209,900	226,900	249,000	289,200	351,300	378,700	406,500	435,300	473,200	96	305,400	329,800	357,000	389,800	425,500			
	29	211,800	228,500	250,400	291,500	353,500	380,800	408,100	436,600	474,400	97	306,500	331,000	358,400	390,300	426,100			
	30	213,600	230,300	251,800	293,500	355,600	382,900	409,900	438,300	475,200	98	307,700	332,300	359,600	390,900	426,700			
	31	215,400	232,100	253,300	295,500	357,700	385,000	411,600	440,000	475,900	99	308,900	333,600	360,700	391,500	427,300			
	32	217,200	233,900	254,800	297,500	359,800	387,100	413,300	441,700	476,700	100	310,100	334,900	361,900	392,100	427,900			
	33	218,900	235,500	256,000	299,400	361,600	389,000	415,100	443,100	477,200	101	311,300	336,300	363,100	392,500	428,500			
	34	220,600	237,100	257,500	301,300	363,700	391,100	416,600	444,800	478,000	102	312,400	337,400	364,200	393,100				
	35	222,300	238,700	258,900	303,200	365,700	393,200	418,200	446,500	478,800	103	313,500	338,600	365,400	393,700				
	36	224,000	240,300	260,400	305,100	367,800	395,200	419,800	448,100	479,600	104	314,600	339,800	366,600	394,300				
	37	225,600	241,800	261,700	307,100	369,800	396,900	421,300	449,600	480,200	105	315,400	340,900	367,800	394,600				
	38	227,400	243,300	263,200	309,000	371,900	398,400	422,800	450,400	481,000	106	316,000	342,000	368,400	395,100				
	39	229,200	244,800	264,700	310,900	374,000	399,800	424,300	451,200	481,800	107	316,600	343,100	369,000	395,600				
	40	231,000	246,300	266,100	312,800	376,100	401,200	425,800	452,000	482,600	108	317,300	344,200	369,600	396,100				
	41	232,600	247,800	267,500	314,700	378,100	402,600	427,400	452,400	483,200	109	317,800	345,400	370,300	396,400				
	42	234,100	249,200	269,200	316,600	380,200	403,700	428,700	453,100	484,000	110	318,400	346,400	370,900	396,900				
	43	235,600	250,700	270,900	318,500	382,300	404,700	430,000	453,800	484,800	111	319,000	347,400	371,500	397,400				
	44	237,100	252,200	272,500	320,400	384,400	405,700	431,300	454,500	485,600	112	319,600	348,400	372,100	397,900				
	45	238,600	253,400	274,000	322,300	386,100	406,900	432,300	455,300	486,200	113	320,400	349,300	372,600	398,200				
	46	239,900	254,900	275,700	324,200	387,800	408,100	433,100	456,000		114	321,100	350,300	373,200	398,700				
	47	241,200	256,300	277,400	326,100	389,500	409,300	433,900	456,700		115	321,800	351,300	373,800	399,200				
	48	242,500	257,800	279,100	328,000	391,200	410,500	434,700	457,400		116	322,600	352,300	374,400	399,700				
	49	243,600	259,100	280,900	329,800	392,800	411,800	435,300	458,100		117	323,200	353,400	374,800	400,100				
	50	245,000	260,600	282,600	331,400	393,800	412,600	436,100	458,800		118	324,000	354,000	375,400	400,600				
	51	246,500	262,100	284,300	333,100	394,800	413,400	436,900	459,500		119	324,800	354,600	376,000	401,100				
	52	248,000	263,600	286,000	334,800	395,800	414,200	437,700	460,200		120	325,600	355,200	376,600	401,600				
	53	249,200	264,900	287,700	336,500	397,100	414,700	438,300	460,900		121	326,200	355,700	376,700	402,000				
	54	250,700	266,500	289,500	338,300	398,200	415,400	439,000	461,600		122	326,700	356,200	377,300	402,500				
	55	252,100	268,200	291,300	340,100	399,400	416,100	439,700	462,300		123	327,200	356,700	377,900	403,000				
	56	253,600	269,800	293,100	341,900	400,600	416,700	440,400	463,000		124	327,700	357,200	378,500	403,500				
	57	254,900	271,200	294,700	343,300	401,900	417,500	441,000	463,700		125	328,000	357,700	379,000	403,900				
	58	256,200	272,900	296,500	345,000	402,700	417,900	441,700	464,300		126		358,200	379,500	404,400				
	59	257,500	274,600	298,300	346,700	403,500	418,500	442,400	465,000		127		358,700	380,000	404,900				
	60	258,800	276,300	300,100	348,400	404,300	419,100	443,100	465,700		128		359,200	380,500	405,400				
	61	260,100	277,900	301,700	350,100	404,800	419,700	443,800	466,400		129		359,600	380,800	405,800				
	62	261,500	279,500	303,500	351,800	405,500	420,300	444,400			130			381,300					
	63	262,900	281,100	305,300	353,500	406,200													

教育職給料表(一)

職員の 区分	職務の級 号	1 級	2 級	3 級	4 級					
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額					
	1	148,800	192,800	330,600	422,000	77	281,100	367,400	463,600	
	2	150,300	194,500	332,900	423,800	78	282,300	369,100	464,500	
	3	151,800	196,200	335,200	425,600	79	283,500	370,800	465,500	
	4	153,300	197,900	337,500	427,400	80	284,700	372,500	466,500	
	5	154,900	199,700	339,800	429,100	81	286,000	374,200	467,300	
	6	156,800	201,400	342,100	430,700	82	287,200	375,700	468,300	
	7	158,600	203,100	344,400	432,600	83	288,400	377,200	469,300	
	8	160,400	204,800	346,700	434,500	84	289,600	378,700	470,300	
	9	162,200	206,600	348,900	436,300	85	290,900	379,800	471,000	
	10	164,300	208,500	351,100	438,100	86	292,100	381,200	472,000	
	11	166,300	210,400	353,300	440,000	87	293,300	382,600	473,000	
	12	168,300	212,300	355,500	441,900	88	294,500	384,000	474,000	
	13	170,300	214,000	357,700	443,600	89	295,700	385,300	474,800	
	14	172,500	216,000	359,700	445,500	90	296,900	386,600		
	15	174,700	218,000	361,800	447,400	91	298,100	387,900		
	16	176,900	220,000	363,900	449,300	92	299,300	389,200		
	17	179,200	221,900	365,900	451,100	93	300,100	390,600		
	18	181,800	224,600	367,900	453,000	94	301,300	391,800		
	19	184,300	227,300	369,900	454,900	95	302,500	393,100		
	20	186,800	230,000	371,900	456,800	96	303,700	394,400		
	21	189,300	232,800	374,000	458,400	97	304,700	395,800		
	22	191,000	235,700	376,000	460,300	98	305,800	396,800		
	23	192,700	238,600	378,000	462,200	99	306,900	397,900		
	24	194,400	241,500	380,000	464,000	100	308,000	399,000		
	25	195,900	244,300	381,600	465,700	101	308,900	399,900		
	26	197,600	247,100	383,500	467,400	102	310,000	400,900		
	27	199,300	249,900	385,400	469,100	103	311,100	402,000		
	28	201,000	252,700	387,300	470,800	104	312,200	403,100		
	29	202,500	255,500	389,200	472,600	105	312,800	403,900		
	30	204,200	258,100	391,200	474,300	106	313,700	404,900		
	31	205,900	260,700	393,200	475,900	107	314,500	405,900		
	32	207,600	263,300	395,200	477,600	108	315,300	406,900		
	33	209,200	265,700	397,100	479,300	109	316,200	407,800		
	34	211,000	268,300	398,800	480,300	110	316,700	408,700		
	35	212,800	270,800	400,500	481,300	111	317,200	409,600		
	36	214,600	273,300	402,300	482,300	112	317,700	410,500		
再任用 職員 以外の 職員	37	216,300	275,800	403,500	483,400	113	318,300	411,100		
	38	218,100	278,400	405,000	484,400	114	318,800	411,900		
	39	219,900	281,000	406,400	485,400	115	319,300	412,700		
	40	221,700	283,600	407,900	486,400	116	319,800	413,500		
	41	223,600	286,100	409,600	487,200	117	320,400	414,300		
	42	225,400	288,700	411,000	488,200	118	320,900	415,100		
	43	227,200	291,200	412,400	489,200	119	321,400	415,800		
	44	229,000	293,700	414,000	490,200	120	321,900	416,600		
	45	230,900	296,000	415,700	490,900	121	322,400	417,200		
	46	232,600	298,700	417,000	491,900	122	322,800	417,700		
	47	234,300	301,400	418,600	492,900	123	323,300	418,200		
	48	236,000	304,100	420,200	493,900	124	323,800	418,700		
	49	237,600	306,600	421,900	494,700	125	324,400	419,100		
	50	239,300	309,100	423,300		126	324,800	419,600		
	51	241,000	311,600	424,900		127	325,200	420,100		
	52	242,700	314,100	426,500		128	325,600	420,600		
	53	244,100	316,500	428,200		129	325,900	421,000		
	54	245,800	318,700	429,700		130	326,300	421,500		
	55	247,400	320,900	431,300		131	326,700	422,000		
	56	249,100	323,100	432,900		132	327,100	422,500		
	57	250,600	325,400	434,500		133	327,300	422,900		
	58	252,200	327,600	436,100		134	327,500	423,400		
	59	253,800	329,800	437,600		135	327,800	423,900		
	60	255,400	331,900	439,200		136	328,100	424,400		
	61	257,000	334,100	440,800		137	328,400	424,800		
	62	258,600	336,300	442,400		138	328,600	425,300		
	63	260,200	338,500	443,900		139	328,900	425,800		
	64	261,700	340,700	445,500		140	329,200	426,300		
	65	263,200	342,900	447,200		141	329,400	426,600		
	66	264,900	345,100	448,700		142	329,700	427,100		
	67	266,500	347,300	450,300		143	330,000	427,600		
	68	268,200	349,500	451,900		144	330,300	428,100		
	69	269,700	351,500	453,500		145	330,600	428,500		
	70	271,200	353,600	455,100		146	330,900	429,000		
	71	272,700	355,700	456,700		147	331,200	429,500		
	72	274,200	357,800	458,300		148	331,500	430,000		
	73	275,500	359,600	459,800		149	331,700	430,400		
	74	276,900	361,500	460,800		150	331,900	430,900		
	75	278,300	363,500	461,800		151	332,200	431,400		
	76	279,700	365,400	462,800		152	332,500	431,900		
						153	332,700	432,300		
再任用 職員							234,000	277,500	335,400	421,200

備考 1 この表は、高等学校およびこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

教育職給料表(二)

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	148,800	164,400	285,600	411,600
	2	150,300	166,500	288,700	413,100
	3	151,800	168,600	291,800	414,600
	4	153,300	170,800	294,900	416,100
	5	154,900	172,800	297,600	417,600
	6	156,800	175,000	300,700	419,100
	7	158,600	177,200	303,800	420,700
	8	160,400	179,400	306,900	422,300
	9	162,200	181,700	309,900	423,700
	10	164,300	184,500	312,800	425,100
	11	166,300	187,200	315,700	426,500
	12	168,300	189,900	318,600	427,900
	13	170,300	192,800	321,400	429,200
	14	172,500	194,500	323,700	430,600
	15	174,700	196,200	326,000	432,000
	16	176,900	197,900	328,300	433,400
	17	179,200	199,700	330,600	434,700
	18	181,800	201,400	332,900	436,100
	19	184,300	203,100	335,200	437,400
	20	186,800	204,800	337,500	438,800
	21	189,300	206,600	339,800	439,900
	22	191,000	208,500	342,100	441,300
	23	192,700	210,400	344,400	442,600
	24	194,400	212,300	346,700	444,000
	25	195,900	214,000	348,900	445,300
	26	197,500	216,000	350,800	446,600
	27	199,100	218,000	352,700	447,900
	28	200,700	220,000	354,600	449,200
	29	202,400	221,900	356,500	450,500
	30	204,100	224,600	358,400	451,700
	31	205,800	227,300	360,200	452,900
	32	207,500	230,000	362,100	454,100
	33	209,000	232,800	363,900	455,300
	34	210,700	235,700	365,700	456,200
	35	212,400	238,600	367,500	457,100
	36	214,100	241,500	369,300	458,000
再任用 職員 以外の 職員	37	215,700	244,300	371,200	458,900
	38	217,400	247,100	372,800	459,800
	39	219,100	249,900	374,400	460,700
	40	220,800	252,700	376,000	461,600
	41	222,600	255,500	377,400	462,400
	42	224,400	258,100	378,900	463,300
	43	226,200	260,700	380,400	464,100
	44	228,000	263,300	381,900	465,000
	45	229,900	265,700	383,500	465,900
	46	231,600	268,300	385,100	466,800
	47	233,300	270,800	386,700	467,700
	48	235,000	273,300	388,300	468,600
	49	236,700	275,800	389,800	469,500
	50	238,400	278,400	391,300	
	51	240,100	281,000	392,800	
	52	241,800	283,600	394,300	
	53	243,100	286,100	395,500	
	54	244,800	288,700	396,800	
	55	246,400	291,200	397,900	
	56	248,100	293,700	399,100	
	57	249,600	296,000	400,600	
	58	251,100	298,700	401,800	
	59	252,600	301,400	403,100	
	60	254,100	304,100	404,400	
	61	255,700	306,600	405,700	
	62	257,200	309,100	406,800	
	63	258,700	311,600	408,200	
	64	260,100	314,100	409,600	
	65	261,400	316,500	410,800	
	66	263,000	318,700	411,900	
	67	264,600	320,900	413,100	
	68	266,100	323,100	414,300	
	69	267,800	325,400	415,300	
	70	269,300	327,600	416,500	
	71	270,800	329,800	417,700	
	72	272,300	331,900	418,900	
	73	273,600	334,100	419,800	
	74	274,900	336,300	420,600	
	75	276,200	338,500	421,400	
	76	277,500	340,700	422,200	
	77	278,900	342,700	422,900	
	78	280,100	344,600	423,700	
	79	281,300	346,500	424,500	
	80	282,500	348,400	425,300	
	81	283,800	350,200	426,100	
	82	285,000	352,000	426,800	
	83	286,200	353,800	427,400	
	84	287,400	355,600	428,100	
	85	288,500	357,100	428,800	
	86	289,500	358,800	429,500	
	87	290,500	360,500	430,200	
	88	291,500	362,100	430,900	
	89	292,600	363,800	431,600	
	90	293,500	365,100	432,300	
	91	294,400	366,500	433,000	
	92	295,300	367,900	433,700	
	93	295,800	369,400	434,200	
	94	296,600	370,700	434,900	
	95	297,400	372,000	435,600	
	96	298,200	373,300	436,200	
	97	299,100	374,300	436,700	
	98	299,900	375,300	437,400	
	99	300,700	376,300	438,100	
	100	301,500	377,300	438,800	
	101	302,400	378,400	439,300	
	102	302,900	379,400	440,000	
	103	303,400	380,400	440,700	
	104	303,900	381,400	441,400	
	105	304,100	382,300	441,900	
	106	304,500	383,200		
	107	304,800	384,100		
	108	305,100	385,100		
	109	305,300	386,000		
	110	305,600	387,000		
	111	305,900	388,000		
	112	306,200	389,000		
	113	306,400	389,600		
	114	306,600	390,500		
	115	306,800	391,400		
	116	307,100	392,300		
	117	307,400	393,200		
	118	307,700	394,000		
	119	308,000	394,800		
	120	308,300	395,600		
	121	308,400	396,300		
	122	308,700	397,100		
	123	309,000	397,900		
	124	309,300	398,700		
	125	309,500	399,400		
	126		400,100		
	127		400,800		
	128		401,500		
	129		402,200		
	130		402,900		
	131		403,600		
	132		404,300		
	133		404,600		
	134		405,200		
	135		405,800		
	136		406,400		
	137		406,800		
	138		407,400		
	139		408,000		
	140		408,600		
	141		409,000		
	142		409,600		
	143		410,200		
	144		410,800		
	145		411,200		
	146		411,800		
	147		412,400		
	148		413,000		
	149		413,400		
	150		414,000		
	151		414,600		
	152		415,200		
	153		415,500		
	154		416,000		
	155		416,600		
	156		417,200		
	157		417,600		
	158		418,200		
	159		418,800		
	160		419,400		
	161		419,800		
	162		420,400		
	163		421,000		
	164		421,600		
	165		422,000		
再任用 職員		225,200	274,200	328,600	411,000

備考 1 この表は、中学校、小学校およびこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、
教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの
給料月額に、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

研究職給料表

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	135,700	185,100	274,800	332,000	409,000
	2	136,800	187,500	277,600	334,200	411,800
	3	138,000	189,900	280,400	336,400	414,600
	4	139,100	192,300	283,200	338,600	417,400
	5	140,200	194,800	285,800	340,600	420,300
	6	141,500	197,100	288,600	342,700	423,100
	7	142,800	199,400	291,400	344,800	425,900
	8	144,100	201,700	294,200	346,900	428,700
	9	145,200	203,800	296,800	349,000	431,300
	10	146,900	206,100	299,600	351,100	434,000
	11	148,500	208,400	302,400	353,200	436,700
	12	150,100	210,700	305,200	355,300	439,300
	13	151,600	212,900	307,800	357,400	441,800
	14	153,500	215,300	310,600	359,300	444,400
	15	155,400	217,700	313,400	361,300	447,000
	16	157,400	220,100	316,200	363,300	449,600
	17	159,200	222,400	318,800	365,200	452,100
	18	161,300	225,300	321,100	367,200	454,600
	19	163,500	228,200	323,400	369,200	457,100
	20	165,600	231,100	325,700	371,200	459,600
	21	167,800	233,800	328,100	373,100	461,500
	22	170,200	236,600	330,200	375,100	463,700
	23	172,500	239,400	332,200	377,100	465,800
	24	174,800	242,200	334,300	379,100	467,900
	25	176,900	245,100	336,500	380,700	469,900
	26	179,000	247,800	338,400	382,600	471,900
	27	181,100	250,500	340,300	384,500	473,900
	28	183,200	253,200	342,200	386,400	475,900
再任用 職員 以外の 職員	29	185,200	256,000	344,200	388,300	477,800
	30	187,000	258,400	345,900	390,300	479,900
	31	188,800	260,800	347,600	392,300	482,000
	32	190,600	263,200	349,300	394,300	484,100
	33	192,400	265,200	350,800	396,100	485,900
	34	194,300	267,700	352,300	397,900	487,600
	35	196,200	270,100	353,800	399,500	489,300
	36	198,100	272,500	355,300	401,300	491,000
	37	199,800	274,700	356,700	402,600	492,500
	38	201,700	276,600	358,100	404,100	493,800
	39	203,600	278,500	359,500	405,500	495,100
	40	205,500	280,400	360,900	406,900	496,400
	41	207,500	282,100	361,900	408,300	497,500
	42	209,400	283,400	363,100	409,700	498,600
	43	211,300	284,700	364,400	411,200	499,700
	44	213,200	286,000	365,600	412,800	500,800
	45	215,100	287,000	366,900	414,200	501,800
	46	217,100	288,300	368,200	415,700	502,800
	47	219,100	289,600	369,500	417,300	503,800
	48	221,100	290,900	370,800	418,900	504,800
	49	222,900	292,300	371,900	420,200	505,600
	50	224,900	293,600	373,200	421,700	
	51	226,900	294,900	374,500	423,200	
	52	228,900	296,200	375,800	424,700	
	53	230,700	297,400	376,500	426,100	
	54	232,700	298,700	377,500	427,500	
	55	234,700	300,000	378,500	428,900	
	56	236,700	301,300	379,500	430,300	
	57	238,400	302,400	380,400	431,500	
	58	239,900	303,600	381,200	432,900	
	59	241,300	304,800	381,900	434,300	
	60	242,800	306,000	382,600	435,700	

61	244,100	307,100	383,200	436,600		
62	245,500	308,200	384,000	437,600		
63	246,900	309,300	384,900	438,600		
64	248,300	310,400	385,800	439,600		
65	249,800	311,600	386,500	440,500		
66	251,200	312,700	387,300	441,400		
67	252,600	313,800	388,100	442,300		
68	254,000	314,900	388,900	443,200		
69	255,300	316,100	389,500	443,800		
70	256,800	317,200	390,200	444,700		
71	258,300	318,300	390,900	445,600		
72	259,800	319,400	391,600	446,500		
73	261,200	320,300	392,300	447,200		
74	262,600	321,400	393,000	448,100		
75	264,000	322,500	393,700	449,000		
76	265,400	323,600	394,400	449,900		
77	266,500	324,700	395,200	450,600		
78	267,800	325,700	395,800	451,500		
79	269,100	326,700	396,500	452,400		
80	270,400	327,700	397,200	453,300		
81	271,800	328,800	397,900	454,000		
82	273,100	329,600	398,600	454,900		
83	274,400	330,300	399,300	455,800		
84	275,700	331,100	400,000	456,700		
85	276,900	331,700	400,500	457,400		
86	278,200	332,200	401,200	458,300		
87	279,500	332,700	401,900	459,200		
88	280,800	333,200	402,600	460,100		
89	281,900	333,500	403,000	460,800		
90	283,100	334,000				
91	284,300	334,500				
92	285,500	335,000				
93	286,600	335,300				
94	287,600	335,800				
95	288,600	336,300				
96	289,600	336,800				
97	290,200	337,400				
98	291,100	337,900				
99	292,000	338,400				
100	292,900	338,900				
101	293,800	339,400				
102	294,500	339,900				
103	295,200	340,400				
104	295,900	340,900				
105	296,700	341,400				
106	297,200	341,900				
107	297,700	342,400				
108	298,200	342,900				
109	298,400	343,500				
110	298,800	344,000				
111	299,100	344,500				
112	299,400	345,000				
113	299,800	345,600				
114	300,100	346,100				
115	300,400	346,600				
116	300,700	347,100				
117	301,000	347,600				
118	301,400	348,100				
119	301,800	348,600				
120	302,200	349,100				
121	302,500	349,500				
再任用 職員		215,700	261,200	286,900	330,100	385,500

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究または調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

福 祉 職 給 料 表

職員の 区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	148,600	198,700	247,100	271,400	320,600	366,200
	2	149,800	200,500	249,000	273,600	322,900	368,800
	3	151,000	202,300	250,900	275,800	325,200	371,400
	4	152,200	204,100	252,800	278,000	327,500	374,000
	5	153,200	205,800	254,400	280,200	329,800	376,300
	6	154,700	207,600	256,200	282,500	331,900	378,800
	7	156,100	209,400	258,000	284,800	334,100	381,300
	8	157,500	211,200	259,900	287,100	336,300	383,800
	9	158,800	213,100	261,400	289,200	338,600	386,400
	10	160,200	214,600	263,200	291,500	340,800	389,100
	11	161,600	216,100	265,000	293,800	343,000	391,800
	12	163,100	217,600	266,700	296,100	345,200	394,500
	13	164,600	219,200	268,300	298,200	347,200	397,100
	14	166,100	220,800	270,200	300,500	349,300	399,400
	15	167,600	222,400	272,100	302,800	351,400	401,700
	16	169,100	224,000	274,000	305,100	353,500	404,100
	17	170,700	225,600	275,800	307,300	355,500	406,000
	18	172,500	227,300	277,700	309,600	357,500	408,000
	19	174,200	229,000	279,600	311,900	359,500	409,900
	20	175,900	230,700	281,500	314,200	361,400	411,800
	21	177,500	232,100	283,200	316,400	363,500	413,700
	22	179,200	233,900	285,000	318,600	365,400	415,500
	23	180,900	235,700	286,800	320,800	367,400	417,400
	24	182,600	237,500	288,600	323,000	369,400	419,400
	25	184,200	239,100	290,500	325,200	371,500	421,300
	26	186,000	241,000	292,300	327,300	373,500	422,800
	27	187,800	242,900	294,100	329,400	375,500	424,400
	28	189,600	244,800	295,900	331,400	377,500	426,000
	29	191,400	246,400	297,600	333,500	379,100	427,600
	30	192,900	248,200	299,300	335,600	380,900	428,900
	31	194,400	249,900	301,000	337,700	382,700	430,200
	32	195,900	251,700	302,700	339,800	384,400	431,500
再任用 職以外の 職員	33	197,400	253,400	304,400	341,700	386,200	432,700
	34	198,700	255,100	306,000	343,700	387,600	434,000
	35	200,000	256,800	307,600	345,700	389,200	435,300
	36	201,300	258,500	309,200	347,700	390,800	436,500
	37	202,700	260,100	310,900	349,400	392,400	437,800
	38	204,100	262,000	312,500	351,300	393,600	438,700
	39	205,500	263,900	314,100	353,200	394,800	439,600
	40	206,900	265,700	315,700	355,100	396,000	440,500
	41	208,100	267,400	317,300	357,000	397,100	441,100
	42	209,400	269,100	318,900	358,800	398,300	441,900
	43	210,700	270,800	320,500	360,600	399,500	442,600
	44	212,000	272,500	322,100	362,300	400,700	443,400
	45	213,100	274,200	323,400	364,200	401,400	444,200
	46	214,400	275,900	324,600	365,600	402,100	445,000
	47	215,700	277,600	325,800	367,100	402,800	445,800
	48	217,000	279,300	327,000	368,600	403,500	446,600
	49	218,100	280,900	328,100	369,700	404,200	447,200
	50	219,400	282,500	329,100	370,800	404,900	448,000
	51	220,700	284,100	330,000	371,900	405,600	448,800
	52	222,000	285,700	331,000	373,000	406,300	449,600
	53	222,900	287,400	331,900	374,000	407,100	450,200
	54	224,200	288,900	332,700	374,600	407,800	451,000
	55	225,400	290,400	333,500	375,400	408,500	451,800
	56	226,700	291,900	334,300	376,200	409,200	452,600
	57	227,700	293,500	334,900	377,100	409,800	453,200
	58	228,900	295,000	335,500	377,900	410,500	454,000
	59	230,100	296,500	336,100	378,700	411,200	454,800
	60	231,300	298,000	336,600	379,500	411,900	455,600
	61	232,500	299,300	337,100	380,400	412,500	456,200
	62	233,700	300,800	337,400	381,100	413,200	
	63	234,900	302,300	338,000	381,800	413,900	
	64	236,100	303,800	338,600	382,500	414,600	
	65	237,300	305,100	338,900	382,900	414,900	
	66	238,500	306,400	339,400	383,500	415,500	
	67	239,700	307,700	339,900	384,200	416,200	
	68	240,900	309,000	340,400	384,900	416,900	
	69	241,900	310,000	340,900	385,400	417,400	
	70	243,000	311,200	341,400	386,100	418,100	
	71	244,100	312,400	341,900	386,800	418,800	
	72	245,200	313,600	342,400	387,500	419,500	
	73	246,100	314,900	342,700	388,000	420,000	
	74	247,200	315,600	343,200	388,700	420,700	
	75	248,300	316,300	343,700	389,400	421,400	
	76	249,400	317,000	344,200	390,100	422,100	

77	250,400	317,800	344,600	390,500	422,600		
78	251,400	318,500	345,100	391,200			
79	252,400	319,200	345,600	391,900			
80	253,400	319,900	346,100	392,600			
81	254,400	320,200	346,300	393,100			
82	255,400	320,600	346,800	393,800			
83	256,400	321,200	347,300	394,500			
84	257,400	321,500	347,800	395,200			
85	258,300	322,000	348,100	395,400			
86	259,200	322,300	348,600	396,100			
87	260,100	322,700	349,100	396,800			
88	261,000	323,000	349,600	397,500			
89	261,700	323,500	349,900	398,000			
90	262,500	323,900	350,300	398,700			
91	263,300	324,200	350,700	399,400			
92	264,100	324,500	351,100	400,100			
93	264,800	325,000	351,400	400,600			
94	265,500	325,400		401,300			
95	266,100	325,800		402,000			
96	266,800	326,200		402,700			
97	267,500	326,600		403,200			
98	268,200	327,000		403,900			
99	268,900	327,400		404,600			
100	269,600	327,800		405,300			
101	270,100	328,100		405,800			
102	270,600	328,500					
103	271,100	328,800					
104	271,600	329,200					
105	271,700	329,600					
106	272,000	330,000					
107	272,300	330,400					
108	272,600	330,800					
109	273,000	331,200					
110	273,400	331,600					
111	273,800	332,000					
112	274,100	332,400					
113	274,400	332,800					
114	274,700	333,200					
115	275,000	333,600					
116	275,400	333,900					
117	275,700	334,000					
118	276,100	334,400					
119	276,500	334,800					
120	276,900	335,200					
121	277,100	335,400					
122	277,400						
123	277,800						
124	278,200						
125	278,400						
126	278,800						
127	279,200						
128	279,600						
129	279,800						
130	280,200						
131	280,600						
132	281,000						
133	281,200						
134	281,500						
135	281,900						
136	282,300						
137	282,500						
138	282,800						
139	283,100						
140	283,400						
141	283,600						
142	283,900						
143	284,200						
144	284,500						
145	284,900						
146	285,200						
147	285,500						
148	285,800						
149	286,100						
150	286,400						
151	286,700						
152	287,000						
153	287,300						
再任用 職員		199,600	243,100	257,700	291,900	319,100	361,600

備考 この表は、障害者支援施設、児童福祉施設等で人事委員会の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別記第2

号給	給料月額
	円
1	398,000
2	459,000
3	522,000
4	605,000
5	704,000
6	804,000

別記第3

号給	給料月額
	円
1	375,000
2	424,000
3	477,000
4	541,000
5	617,000
6	721,000
7	844,000

(ページ調整のための白紙)

参 考 资 料

参 考 資 料 目 次

1 職員給与関係資料

平成23年職員給与実態調査の概要	33
第1表 部局別、給料表別職員構成	34
第2表 給料表別人員の推移	34
第3表 給料表別、学歴別職員構成	35
第4表 平均給与月額の前年比較	35
第5表 給料表別、級別、号給別職員構成	36
第6表 給料表別、級別平均経験年数	46
第7表 給料表別年齢構成	47
第8表 扶養手当の支給状況	48
第9表 職員の通勤状況	48
第10表 住居手当の支給状況	50

2 民間給与関係資料

平成23年職種別民間給与実態調査の概要	51
第11表 産業別、企業規模別調査事業所数	52
第12表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	52
第13表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等	53
第14表 民間における初任給の改定状況	63
第15表 民間における借家・借間居住者に対する住宅手当の支給状況	63
第16表 民間における賞与の配分状況	63

3 生計費関係資料

標準生計費算定方法の概要	65
第17表 費目別、世帯人員別標準生計費	66
第18表 費目別、世帯人員別生計費換算乗数	66

4 労働経済関係資料

第19表 労働経済指標	67
-------------	----

1 職員給与関係資料

(ページ調整のための白紙)

平成23年職員給与実態調査の概要

(1) 調査の目的と調査時点

この調査は、地方公務員法第8条第1項の規定に基づき、平成23年4月1日現在における職員の給与等について、その実態を調査し、人事に関する事項を取りまとめたものである。

(2) 調査の範囲

平成23年4月1日に在職する職員で、「福井県一般職の職員等の給与に関する条例」の適用を受ける職員（技能労務職員を除く。）のうち、非常勤または臨時的任用でない職員（以下「職員」という。）を対象として調査を実施した。

なお、市町からの派遣職員は調査対象から除外した。

(3) 調査の内容

適用給料表別人員、級・号給、給料月額、経験年数等について調査した。

(4) 調査の方法

電子計算システムにより管理されている職員の給与資料によった。

第1表 部局別、給料表別職員構成

(単位：人)

部局	知事部局	議会	人事委員会	監査委員	教育庁	労働委員会	漁業調整委員会 福井海区	高等学校	特別支援学校	小学校	中学校	警察本部	合計
行政職	2,290	23	10	12	254	5	4	81	24	173	67	272	3,215
警察職												1,647	1,647
教育職(一)								1,556	691				2,247
教育職(二)										2,936	1,708		4,644
研究職	222				44							20	286
医療職(一)	137												137
医療職(二)	247								6	24	5		282
医療職(三)	690											1	691
福祉職	25												25
合計	3,611	23	10	12	298	5	4	1,637	721	3,133	1,780	1,940	13,174

(注) 再任用職員は含まれていない。(以下第4表までおよび第6表から第10表までについて同じ。)

知事部局の職員には、選挙管理委員会の職員(行政職3名)を含む。(第9表について同じ。)

第2表 給料表別人員の推移

(単位：職員数 人、指数 %)

給料表		年月											
		13年4月	14年4月	15年4月	16年4月	17年4月	18年4月	19年4月	20年4月	21年4月	22年4月	23年4月	
行政職	職員数	3,740	3,738	3,702	3,636	3,581	3,559	3,498	3,405	3,338	3,288	3,215	
	指数	116.3	116.3	115.1	113.1	111.4	110.7	108.8	105.9	103.8	102.3	(100.0)	
警察職	職員数	1,509	1,556	1,579	1,596	1,612	1,637	1,648	1,648	1,655	1,655	1,647	
	指数	91.6	94.5	95.9	96.9	97.9	99.4	100.1	100.1	100.5	100.5	(100.0)	
教育職(一)	職員数	2,402	2,362	2,337	2,322	2,328	2,317	2,310	2,277	2,249	2,248	2,247	
	指数	106.9	105.1	104.0	103.3	103.6	103.1	102.8	101.3	100.1	100.0	(100.0)	
教育職(二)	職員数	4,898	4,899	4,913	4,859	4,843	4,866	4,838	4,783	4,734	4,686	4,644	
	指数	105.5	105.5	105.8	104.6	104.3	104.8	104.2	103.0	101.9	100.9	(100.0)	
研究職	職員数	346	346	336	328	322	316	306	304	296	291	286	
	指数	121.0	121.0	117.5	114.7	112.6	110.5	107.0	106.3	103.5	101.7	(100.0)	
医療職(一)	職員数	109	116	117	122	123	122	120	121	125	137	137	
	指数	79.6	84.7	85.4	89.1	89.8	89.1	87.6	88.3	91.2	100.0	(100.0)	
医療職(二)	職員数	309	313	313	308	290	267	263	260	266	276	282	
	指数	109.6	111.0	111.0	109.2	102.8	94.7	93.3	92.2	94.3	97.9	(100.0)	
医療職(三)	職員数	600	605	621	635	617	637	641	680	670	683	691	
	指数	86.8	87.6	89.9	91.9	89.3	92.2	92.8	98.4	97.0	98.8	(100.0)	
福祉職	職員数	37	36	35	30	30	30	31	29	26	26	25	
	指数	148.0	144.0	140.0	120.0	120.0	120.0	124.0	116.0	104.0	104.0	(100.0)	
合計	職員数	13,950	13,971	13,953	13,836	13,746	13,751	13,655	13,507	13,359	13,290	13,174	
	指数	105.9	106.1	105.9	105.0	104.3	104.4	103.7	102.5	101.4	100.9	(100.0)	

第3表 給料表別、学歴別職員構成

(単位:職員数 人、比率 %)

学歴 給料表	大学卒		短大卒		高校卒		中学卒		合計		性 別			
											男		女	
	職員数	比率	職員数	比率	職員数	比率	職員数	比率	職員数	比率	職員数	比率	職員数	比率
行政職	2,022	62.9	403	12.5	785	24.4	5	0.2	3,215	(100.0)	2,247	69.9	968	30.1
警察職	939	57.0	33	2.0	675	41.0			1,647	(100.0)	1,558	94.6	89	5.4
教育職(一)	2,057	91.5	82	3.6	108	4.8			2,247	(100.0)	1,311	58.3	936	41.7
教育職(二)	4,478	96.4	166	3.6					4,644	(100.0)	2,010	43.3	2,634	56.7
研究職	264	92.3	14	4.9	8	2.8			286	(100.0)	230	80.4	56	19.6
医療職(一)	137	100.0							137	(100.0)	109	79.6	28	20.4
医療職(二)	185	65.6	96	34.0	1	0.4			282	(100.0)	123	43.6	159	56.4
医療職(三)	209	30.2	474	68.6	8	1.2			691	(100.0)	47	6.8	644	93.2
福祉職	12	48.0	13	52.0					25	(100.0)	5	20.0	20	80.0
合計	10,303	78.2	1,281	9.7	1,585	12.0	5	0.0	13,174	(100.0)	7,640	58.0	5,534	42.0

(注) 「比率」は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、これらの合計が合計と一致しない場合がある。

第4表 平均給与月額の前年比較

年別 給料表	平成23年(A) (円)				平成22年(B) (円)				比率 (A) / (B) (%)			
	給料	扶養手当	地域手当	計	給料	扶養手当	地域手当	計	給料	扶養手当	地域手当	計
行政職	340,413	9,776	5,116	355,305	344,188	9,953	5,136	359,277	98.9	98.2	99.6	98.9
警察職	335,168	12,730	4,632	352,530	337,107	13,075	4,692	354,873	99.4	97.4	98.7	99.3
教育職(一)	391,360	9,109	5,225	405,695	392,175	9,288	5,239	406,702	99.8	98.1	99.7	99.8
教育職(二)	386,888	7,026	5,185	399,099	387,934	7,110	5,200	400,244	99.7	98.8	99.7	99.7
研究職	378,215	11,378	5,230	394,823	384,192	11,763	5,353	401,308	98.4	96.7	97.7	98.4
医療職(一)	464,444	16,113	74,052	554,609	461,863	16,602	73,529	551,993	100.6	97.1	100.7	100.5
医療職(二)	315,677	5,427	4,236	325,340	321,225	5,973	4,325	331,523	98.3	90.9	97.9	98.1
医療職(三)	319,502	2,713	4,204	326,420	322,430	2,580	4,243	329,253	99.1	105.2	99.1	99.1
福祉職	300,019	2,860	3,937	306,816	334,142	2,558	4,397	341,097	89.8	111.8	89.5	89.9
合計	365,237	8,686	5,749	379,672	367,322	8,859	5,766	381,947	99.4	98.0	99.7	99.4

(注) 1 「給料」には、給料の調整額・教職調整額・平成18年4月の給料の切替えに伴う現給保障額を含む。

(注) 2 「給料」、「扶養手当」および「地域手当」は小数点以下第1位を四捨五入しているため、これらの合計が計と一致しない場合がある。

第5表 給料表別、級別、号給別職員構成

給料表	号給 級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
		行政職	1										1				1	3	2		2	2		4	1	1	5	2	5	2	44
2										23	9	4	27	7	10	5	14	21	10	9	8	24	8	18	11	40	9	12	4	20	
3										1				2	2	2	1	12	24	15	14	11	11	4	7	24	10	12	11	16	
4																														1	
5																															
6								1																							
7																															
8														1														2	1	5	3
9												1				4	6	1	2												
計																															
警察職	1				10	1		5	2			5	3		13	2	1	10	17	7	40	15	4	2	5	6	6	1	4	4	
	2																20	8		2	24	8	7		21	8	11	3	9	5	
	3								3				2	1	2	2	9	1	5	3	1	2		3	2	9	3	8	7	7	
	4											2				2					3	1	1	3	4	1	2	5		1	
	5																					1							1	2	
	6																														
	7																														
	8																														
	9																														
	計																														
教育職(一)	1											1															1				
	2				5		3	2	5	1		8	10	3	7	4	7	6	6	6	3	9	3	9	8	9	6	5	3	10	
	3																														
	4																												1	1	3
	計																														
教育職(二)	1																														
	2															10		2	9	14	1	2	11	8	4	21	19	13	25		
	3																														
	4																										1	6	6	4	8
	計																														

(單位：人)

31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	給 料 表	職 級	
1	31	4	4		40	21	7	40	12	9	4	4	4	2	4	2	5	2	1	2	1		1							1	行	
20	14	8	3	3	1				1			1	1				1													2		
13	32	20	12	11	24	14	21	13	17	29	16	16	14	29	26	22	14	29	22	20	21	15	14	7	8	5	18	16	20	3		
									1	3	1	1	2	5	25	27	23	22	17	27	14	22	25	26	22	15	24	13	31	4		
																		1	1		3	2	3	3	3	10	6	10	18	5		
												1	1	2	4	3	2	26	4	21	9	6	6	4	4		2	1		6	政	
7	1	4	3	2	3	4		1						2																7		
																															8	
																															9	職
																															計	
6	5		2		4	1	1	1	2	3	2		1	1					1											1		
10	8	9	7	5	2	3	6	3	7	3	5	3	2	3	8	4	3	2	4	5	3	5		1	1					2		
5	11	7	10	4	6	6	6	5	11	3	6	3	8	5	5	6	7	8	4	10	5	6	5	4	7		2	2	2	3	警	
3	1	1	1	3	4	10	4	5	4		4	8	5	6	2	7	3	8	5	3	2	1	4	5	2	3	3	4	1	4		
	1			1	1		1		1						1	1	4	4	5	5	3	5	4	3	2	5	3	3	3	5		
																							1	1	1	1	3		1		6	察
1																								1			2		1	7		
																															8	
						3				3				2																	9	職
																															計	
	2	2	1	1		1	1			2	4		2			2	3	2	6		6	2	1			3	3	2	1	1	教	
5	7	5	17	3	6	7	8	3	11	7	4	3	21	3	16	3	21	8	14	7	11	4	7	10	18	9	12	9	18	2	育	
																										1				1	3	職
	1	1	1	5	3	3	1	3	4	2	4		3	2		1	1														4	(一)
																															計	
																															1	教
16	26	18	28	6	24	13	36	13	16	16	24	12	21	22	45	9	24	27	42	13	32	26	9	10	34	13	18	19	27	2	育	
																															3	職
10	8	13	21	18	22	12	11	21	24	14	21	15	10	9	5	2	2	5												4	(二)	
																															計	

給料表	等級	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90		
		行	1		1																												
	2																																
	3	14	1	3		1				1																							
	4	26	19	18	21	20	15	14	9	2	1					2		1	2	1	1	1	1	1	1	1	2			1	2		
	5	32	15	19	26	18	22	16	21	35	25	25	18	38	19	15	22	15	23	26	28	24	21	35	13	15	18	17	10	12	18		
政	6		1	1	3	2	3		4	4	5	5		6	11	11	13	18	5	15	9	25	21	34	21	155							
	7	2																															
	8																																
職	9																																
	計																																
警	1																																
	2																																
	3	1	3		2	2		1				3					3	1	1				3		1	1	2	1		1			
	4	3	5	5	3	3	4	3	5	6	3	1	4	5			2	5	2	1	1	2	2	2	2	3	2	4	5	1	4		
察	5	2		6	3	3	3	5	6	9	4	2	2	5	5	2	10	2	4	8	3	8	9	7	8	8	4	14	10	6	3		
	6	2			2	2	1	1	3	1	1	2	1	3	1	1	1	1	1	1	2	1	1	4	3	2	1	2	3	1	89		
	7	1		2		1	1	2	1	4				5	3	2	3	23															
	8	20																															
職	9																																
	計																																
教	1	3	1		3	3	3	2	3	1	1	1	6		5	2	1				4	1	4	2	1	3							
育	2	10	12	19	25	8	4	4	22	23	30	10	19	10	5	10	24	6	17	16	21	8	17	16	37	8	19	15	23	13	23		
職	3	1	5	2	4		1		3	10	6	5	5	1	1	1	1	2	1		1			1									
(一)	4																																
	計																																
教	1																																
育	2	28	22	7	15	18	15	22	38	27	26	19	30	15	29	30	36	30	6	8	18	21	27	19	13	29	9	1	38	12	23		
職	3									2	4	10	9	9	7	5	9	15	12	8	10	13	13	11	12	14	13	11	18	15	9		
(二)	4																																
	計																																

(單位：人)

91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	給料 等級	給料 表																
																															1	行 政 職															
																															2																
1																															3																
	1			3		1	1	1	7				1	8																	4																
6	13	68																													5																
																															6																
																															7																
																															8																
																															9																
																																														計	
																																1	警 察 職														
																																2															
	2												1																		3																
1	1		4	2	7	4	3	5	7	6	3	4	6	3	3	6	7	8	2	3	5	4	6	4	8	7	7	6	6	4																	
12	7	4	5	5	5	2	5	3	3	18																					5																
																																6															
																																7															
																																8															
																																9															
																																														計	
1	2	1		1		4	2	2	4	1	1			1	1	4	4	1													1	教 育 職 (一)															
30	17	20	19	45	26	43	28	45	33	60	43	23	31	25	12	41	10	45	29	42	21	41	30	21	18	18	12	11	5	2																	
																																	3														
																																	4														
																																															計
																																1	教 育 職 (二)														
35	43	15	28	23	50	19	26	28	64	28	53	67	40	66	74	49	57	95	51	80	79	76	75	69	79	75	62	108	48	2																	
14	8	8	4	3		5	1		2	1				1																	3																
																																4															
																																															計

給料表	給 級	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150		
		行 政 職	1																														
2																																	
3																																	
4																																	
5																																	
6																																	
7																																	
8																																	
9																																	
計																																	
警 察 職	1																																
	2																																
	3																																
	4	4	6	1	3	4	5	4	5	41																							
	5																																
	6																																
	7																																
	8																																
	9																																
	計																																
教 育 職 (一)	1																																
	2	11	9	14	9	12	12	27	8	10	9	21	9	13	4	17	3	18	3	8	8	12	16	24	9		2	3	1				
	3																																
	4																																
	計																																
教 育 職 (二)	1																																
	2	87	44	72	60	52	26	55	34	29	27	33	9	17	25	16	34	21	30	26	27	21	19	20	13	20	16	19	22	33	23		
	3																																
	4																																
	計																																

(単位：人) (注) 平均給料には調整額・教職調整額・平成18年4月の給料の切替えに伴う現給保障額を含む。

151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	合計	平均給料 (円)	号給 級	給料表	再任用		
																			285	188,116	1	行 政	27		
																			346	224,680	2				
																			738	294,963	3			2	
																			531	367,696	4				
																			788	404,054	5				
																			376	432,276	6				
																			98	445,826	7				
																			39	472,206	8				
																			14	507,704	9		職		
																			3,215	340,413	計		29		
																			193	197,664	1	警 察			
																			238	231,629	2				
																			268	269,980	3			1	
																			436	374,758	4			5	
																			290	421,290	5			1	
																			141	448,351	6				
																			53	456,892	7				
																			20	475,103	8				
																			8	485,806	9		職		
																			1,647	335,168	計		7		
																			129	281,589	1	教 育			
																			2,025	394,412	2			1	
																			53	467,665	3		職		
																			40	489,800	4		(一)		
																			2,247	391,360	計		1		
																						1	教 育		
29	10	19	19	12	2	3	3		1	1									4,100	378,293	2			1	
																				276	438,522	3		職	
																				268	465,189	4		(二)	
																			4,644	386,888	計		1		

給料表 等級	給料表																														
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
研究職	1																														
	2				1		2	2			3	3		6	3	2	3		2	3	3		1	3	1	1			2	2	
	3									1	1	3	1	1			1	1		1		5	1	4	3			1	1	2	1
	4																														
	5																														
	計																														
医療職 (一)	1			2			1												1			1									
	2				8		6		2	6	1	1		1	1		1		1												
	3	1			5		4	1	1	4	1	1		5	1	1		2		1		3						2	2		
	4																					2		2							
	計																														
	医療職 (二)	1																								2				1	
2					1		6		2		9	8	4	9	5	1	8	3	3	4	1		3	8	2	1	5	4			
3																	1	3			4	1	3	2	3	1	2	1	1		
4																											2		3		
5																															
6																															
計																															
医療職 (三)	1																														
	2								1		6		2	34	4	4	23		3	14	4	3	22			2	5	22	9		
	3											7	6	5	3	13	10	5	5	3	8	6	4	1	4	7	5	3			
	4															2		3	5	2	4	2	3	2	3	2	1	4			
	5															2	2			6	2	7	3	4	3	3	4	3			
	6																														
	計																														
福祉職	1											1						1	2	1	3			2							
	2																							1					1		
	3																														
	4																														
	5																														
	計																														

(単位：人)

31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	号級	給料表	
																															1	
3			1	2			3	1	1	1	1																			2	研究	
1	4	2	1		7	2		1	3	6	2	2		2	2	1		3	2	2	2	2	2	2	4	3	3	5	1	3	職	
								1	4	6	5	1	3	4	2	1		3	3	3			2	1	2	5	3	1		4		
1				2	2	2																								5		
																	計															
																														1	医療	
																														2	職	
2	4	2	1	2	3			2	1	1		2					1	1						1		1			3	(一)		
1	2	3	1	2		1	1	1		2		1	1	4		2			1		1	1			1		1	2	4			
																	計															
		1		1																										1	医療	
1	2	2		1								1																		2	職	
2		3	1				2																							3		
		3	2	1		4	2	2	3	1	2	2	1	1		2														4		
1	1		3	3	1	1			3	1			2	4	2		2		1	1	1	1	2	1		1	1		5	(二)		
					1		1			2	1	2	3	1	2	5	2	1	1	3	1	1			1		2		2	6		
									1	3																				7		
																	計															
																														1	医療	
11	1	9	18	4	6	4	4	1																						2	職	
1					1																									3		
3	6	1	1																											4		
6	2	4	1	3	1	3	4	4	1	2	4	2	4	2	3	2	5	2	4	4	2	3		3	2	3	2	4	5	5		
																												2		6	(三)	
																															7	
																	計															
											1	1		1																1	福祉	
											1												1							2	社	
1					1																									3		
												1																		4		
																															5	職
																															6	
																	計															

給料表	等級	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90
		研究職	1																												
2																															
3						1																									
4	2		2	2	1		5		1	3	2	2	2	3	2	6	2		3	1	4	3	4	4	2		2	1	5	15	
5																															
計																															
医療職(一)	1																														
	2																														
	3																														
	4										2	1	1		1	1				2	1						1				
	計																														
医療職(二)	1																														
	2																														
	3																														
	4																														
	5		2	1		1			1						1																
	6	1	2		1	1	3	1	3	3	1	1	4	3		3	3	17													
	計																														
医療職(三)	1																														
	2																														
	3																														
	4																														
	5	6	5	5	10	2	4	5	13	7	7	3	12	4	5	7		5		2				1							
	6				1		1				1		4		1			7													
	計																														
福祉職	1																														
	2																														
	3																														
	4																													1	
	5	1							1					2																	
	計																														

(単位：人) (注) 平均給料には調整額・教職調整額・平成18年4月の給料の切替えに伴う現給保障額を含む。

91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110 ~	合計	平均給料 (円)	号給 級	給料表	再任用	
																						1		5	
																					56	237,255	2	研	
																					94	355,816	3	究	
																					129	449,781	4	職	
																					7	487,826	5		
																					286	378,215	計		5
																					5	272,700	1	医	
																					27	354,471	2	療	
																					59	454,451	3	職	
																					46	562,652	4	(一)	
																					137	464,444	計		
																					5	189,520	1		3
																					94	211,107	2		
																					30	261,329	3	医	
																					31	310,109	4	療	
																					39	371,277	5	職	
																					79	436,506	6	(二)	
																					4	453,046	7		
																					282	315,677	計		3
																							1		1
																					216	227,762	2		
																					97	265,581	3	医	
																					44	301,255	4	療	
			86																		315	392,215	5	職	
																					17	474,390	6	(三)	
																					2	475,313	7		
																					691	319,502	計		1
																					12	212,545	1		1
																					4	294,600	2	福	
																					2	333,900	3		
																					3	417,886	4	社	
																					4	462,515	5		
																							6	職	
																					25	300,019	計		1

第6表 給料表別、級別平均経験年数

(単位：年)

給料表		級									計
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	
行政職	男	2.7	7.5	14.8	21.1	28.4	34.5	34.8	34.2	33.9	21.8
	女	3.4	8.1	16.1	22.6	32.0	38.0	39.5			19.4
	計	3.0	7.7	15.3	21.6	29.3	35.1	35.1	34.2	33.9	21.1
警察職	男	3.0	5.4	11.0	25.6	30.0	33.0	32.8	35.8	36.5	20.1
	女	2.2	5.0	9.8	15.4						7.0
	計	2.9	5.4	10.8	25.4	30.0	33.0	32.8	35.8	36.5	19.4
教育職(一)	男	10.4	21.0	33.1	34.6						21.4
	女	15.4	20.6	33.9	35.4						20.4
	計	13.3	20.9	33.2	34.8						21.0
教育職(二)	男		18.9	30.4	34.3						21.6
	女		21.1	31.9	35.4						21.7
	計		20.2	30.8	34.5						21.7
研究職	男		5.3	16.0	29.5	35.9					22.0
	女		4.3	15.5	28.4						13.4
	計		4.9	15.9	29.4	35.9					20.3
医療職(一)	男	4.5	8.2	16.6	30.6						20.2
	女	3.0	8.5	15.0	31.8						14.6
	計	4.2	8.3	16.2	30.7						19.1
医療職(二)	男	2.0	4.0	9.4	15.3	20.6	31.2	35.5			19.1
	女	4.0	5.2	10.8	15.9	22.2	31.9				15.0
	計	3.2	4.8	10.4	15.7	21.6	31.5	35.5			16.8
医療職(三)	男		5.2	9.9	13.7	28.1	38.0				10.7
	女		4.6	10.1	14.3	26.9	36.1	38.5			17.5
	計		4.7	10.1	14.3	27.0	36.2	38.5			17.1
福祉職	男	4.0			27.5	31.0					18.8
	女	2.2	12.0	17.5	22.0	37.0					11.9
	計	2.5	12.0	17.5	25.7	35.5					13.3

第7表 給料表別年齢構成

(単位：人)

給料表		19歳以下	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55歳以上	計
行政職	男		86	161	243	285	366	374	363	369	2,247
	女		63	100	151	163	187	95	125	84	968
	計		149	261	394	448	553	469	488	453	3,215
警察職	男	13	115	245	207	161	115	179	247	276	1,558
	女	5	25	21	22	15	1				89
	計	18	140	266	229	176	116	179	247	276	1,647
教育職(一)	男		23	81	138	164	203	290	243	169	1,311
	女		13	53	103	206	167	154	140	100	936
	計		36	134	241	370	370	444	383	269	2,247
教育職(二)	男		20	127	212	229	322	439	421	240	2,010
	女		37	181	307	327	362	508	575	337	2,634
	計		57	308	519	556	684	947	996	577	4,644
研究職	男		5	17	24	28	40	22	45	49	230
	女		6	11	6	15	10	3	3	2	56
	計		11	28	30	43	50	25	48	51	286
医療職(一)	男			6	16	20	20	14	13	20	109
	女			2	10	7	4	1	2	2	28
	計			8	26	27	24	15	15	22	137
医療職(二)	男		12	21	11	10	10	11	24	24	123
	女		7	45	28	24	17	13	14	11	159
	計		19	66	39	34	27	24	38	35	282
医療職(三)	男		5	16	14	3	3	2	2	2	47
	女		57	121	107	74	60	93	71	61	644
	計		62	137	121	77	63	95	73	63	691
福祉職	男		1		1			1	1	1	5
	女		6	3	3	4	1			3	20
	計		7	3	4	4	1	1	1	4	25
合計	男	13	267	674	866	900	1,079	1,332	1,359	1,150	7,640
	女	5	214	537	737	835	809	867	930	600	5,534
	計	18	481	1,211	1,603	1,735	1,888	2,199	2,289	1,750	13,174

第8表 扶養手当の支給状況

(1) 扶養親族数別職員数

(単位：人)

区分 扶養親族数	該 当 職 員 数	うち扶養親族たる 配偶者を有するもの
		1 人
2 人	2,077	605
3 人	1,492	810
4 人	423	304
5 人	78	57
6 人以上	18	15
計	5,792	2,388

(2) 給料表別平均扶養親族数

(単位：人)

給料表	行政職	警察職	教育職(一)	教育職(二)	研究職	医療職(一)	医療職(二)	医療職(三)	福祉職	全給料表
平均扶養親族数	1.1	1.3	1.0	0.8	1.2	1.7	0.6	0.3	0.2	1.0

第9表 職員の通勤状況

(1) 通勤方法

区分 部局	職員数	交通機関 等利用者 (A)	交 通 用 具 使 用 者				併用者 (C)	(A)+(B)+(C)
			自転車	原動機付 自転車等	自動車	小計 (B)		
知事部局	3,611	539	137	8	2,074	2,219	200	2,958
各種委員会	352	63	13		214	227	29	319
県立学校	2,358	29	12	1	2,038	2,051	10	2,090
小・中学校	4,913	11	7		4,267	4,274	6	4,291
警察本部	1,940	125	49	6	1,200	1,255	25	1,405
計	13,174	767	218	15	9,793	10,026	270	11,063

(2) 交通用具使用者（併用者を除く。）の通勤距離別分布

(単位：人)

区分(km)	部局							計	区分(km)	部局					計
	交通用具	知事部局	各種委員会	県立学校	小・中学校	警察本部				知事部局	各種委員会	県立学校	小・中学校	警察本部	
距離	2以上 3未満	自転車	85	8	4	2	21	120	30 ~ 32						
		原動機付自転車	2					2							
		自動車	125	12	127	361	174	799		58	5	34	23	12	132
	3 ~ 4	自転車	33	5	1	2	20	61	32 ~ 34						
		原動機付自転車	1				2	3							
		自動車	180	15	122	428	100	845		35	2	24	20	4	85
	4 ~ 5	自転車	8			2	2	15	34 ~ 36						
		原動機付自転車	1				1	2							
		自動車	146	14	145	437	104	846		40	1	17	6	4	68
	5 ~ 6	自転車	1			1		2	36 ~ 38						
		原動機付自転車													
		自動車	103	13	129	379	65	689		17		14	8	7	46
	6 ~ 8	自転車	9			2	4	15	38 ~ 40						
		原動機付自転車	2					2							
		自動車	176	26	214	597	125	1,138		7		4	2	3	16
	8 ~ 10	自転車				1	1	2	40 ~ 42						
		原動機付自転車													
		自動車	159	19	190	522	99	989		16	1	9		4	30
10 ~ 12	自転車	1			1	1	3	42 ~ 44							
	原動機付自転車	1					1								
	自動車	152	19	186	398	110	865		14	1	10	3	3	31	
12 ~ 14	自転車							44 ~ 46							
	原動機付自転車														
	自動車	124	17	149	261	91	642		24	2	10	1		37	
14 ~ 16	自転車							46 ~ 48							
	原動機付自転車					1	1								
	自動車	111	12	117	242	58	540		6		8	1	2	17	
16 ~ 18	自転車							48 ~ 50							
	原動機付自転車					2	2								
	自動車	102	13	125	179	40	459		8		9	1	1	19	
18 ~ 20	自転車							50 ~ 52							
	原動機付自転車														
	自動車	100	14	108	108	50	380		4		2			6	
20 ~ 22	自転車							52 ~ 54							
	原動機付自転車	1			1		2								
	自動車	97	8	69	87	32	293		1		3	1	2	7	
22 ~ 24	自転車							54 ~ 56							
	原動機付自転車														
	自動車	65	7	66	83	37	258		4		2			6	
24 ~ 26	自転車							56 ~ 58							
	原動機付自転車														
	自動車	67	2	61	53	31	214		2			1		3	
26 ~ 28	自転車							58 ~ 60							
	原動機付自転車														
	自動車	43	5	42	36	27	153		5			1		6	
28 ~ 30	自転車							60 ~							
	原動機付自転車														
	自動車	59	6	38	26	15	144		24		4	2		30	
計			137	13	12	7	49	218							
			8		1		6	15							
			2,074	214	2,038	4,267	1,200	9,793							

第 10 表 住居手当の支給状況

(単位：受給者数 人、手当額 円)

区分 給料表	受給者数	(内 訳)					借家・借間に係る受給者一人当たり平均手当額
		借 家 ・ 借 間			小 計	自 宅 手当額 2,500円の 受給者	
		手当額 11,000円 以下の受給者	手当額 11,000円超 27,000円未満の 受給者	手当額 27,000円の 受給者			
行政職	1,274	1	102	215	318	956	25,531
警察職	569		41	68	109	460	25,634
教育職(一)	849	1	71	160	232	617	25,745
教育職(二)	1,486		192	249	441	1,045	25,286
研究職	142		20	27	47	95	25,681
医療職(一)	70		7	19	26	44	26,012
医療職(二)	90		11	23	34	56	25,806
医療職(三)	169		63	65	128	41	25,360
福祉職	6		1	2	3	3	26,167
計	4,655	2	508	828	1,338	3,317	25,502

2 民間給与関係資料

(ページ調整のための白紙)

平成23年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった本委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、一般職の職員の給与を検討するため、平成23年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

本委員会および人事院

(3) 調査の範囲

ア 調査対象事業所

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうち、「漁業」、「鉱業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業」、「卸売・小売業」、「金融・保険業」、「不動産業」、「医療、福祉」、「教育、学習支援業」および「サービス業（学術・開発研究機関、その他の生活関連サービス業、物品賃貸業、広告業および政治・経済・文化団体）」に分類された351事業所

イ 調査対象職種

78職種（行政職相当職種22職種、その他の職種56職種）

(4) 調査対象の抽出

ア 標本事業所の抽出

上記(3)のAに記載した事業所を統計上の理論に従い組織、規模、産業により10層に層化し、これらの層から101事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第11表のとおりである。

イ 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員および役員はすべて除外した。

ウ 調査実人員

初任給関係160人（うち行政職に相当する調査実人員129人）、初任給関係以外の調査職種3,564人（うち行政職に相当する調査実人員2,981人）。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、20,366人であり、行政職に相当するものは14,894人である。

(5) 集計

総計および平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第 11 表 産業別、企業規模別調査事業所数

産業	企業規模			
	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
産業計	96	32	45	19
漁業	0	0	0	0
鉱業、建設業	8	5	2	1
製造業	49	14	23	12
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業	15	7	6	2
卸売・小売業	11	2	8	1
金融・保険業、不動産業	4	1	1	2
医療、福祉、教育、学習支援業、 サービス業	9	3	5	1

(注) 1 上記のほか、調査不能の事業所が5事業所あった。

2 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう。(第12表について同じ。)

第 12 表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種	学 歴	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
新 卒 事 務 員	大 学 卒	183,734	188,558	185,391	172,689
	短 大 卒	164,672	—	164,672	—
	高 校 卒	144,919	138,050	147,840	142,500
新 卒 技 術 者	大 学 卒	198,296	203,574	192,437	—
	短 大 卒	178,950	—	178,950	—
	高 校 卒	163,331	164,300	161,953	—
新卒事務員・技術者計	大 学 卒	188,170	196,409	187,188	172,689
	短 大 卒	166,370	—	166,370	—
	高 校 卒	154,427	157,738	153,667	142,500

(注) 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除いたものであり、採用のある事業所について平均したものである。

第13表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

1 公民給与比較の職種

(1) 規模計

職種名	調査実人員	平均年齢	平成23年4月分平均支給額			備考
			きまって支給する給与(A)	うち 時間外手当(B)	(A-B)	
	人	歳	円	円	円	
支店長	8	54.1	704,912	0	704,912	・ 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	7	53.3	741,676	0	741,676	
高校卒	x	x	x	x	x	
工場長	2	51.4	633,568	0	633,568	・ 構成員50人以上の工場 (取締役兼任者を除く。)
高校卒	2	51.4	633,568	0	633,568	
事務部長	68	53.1	543,765	411	543,354	・ 2課以上または構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記の部の長と同等と認められる部の長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	43	53.2	568,198	0	568,198	
短大卒	3	51.1	558,393	0	558,393	
高校卒	22	53.1	498,525	1,194	497,331	
技術部長	40	51.1	580,923	6,026	574,897	同上
大学卒	25	51.0	624,250	0	624,250	
短大卒	5	47.8	456,610	0	456,610	
高校卒	9	53.5	547,446	14,566	532,880	
中学卒	x	x	x	x	x	
事務部次長	30	50.6	519,029	2,715	516,314	・ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記の部の次長と同等と認められる部の次長および部次長級専門職
大学卒	24	51.5	537,835	3,405	534,430	
短大卒	2	48.3	486,358	0	486,358	
高校卒	4	47.1	427,632	0	427,632	
技術部次長	15	50.2	635,374	13,527	621,847	同上
大学卒	11	50.1	638,490	0	638,490	
短大卒	2	52.4	740,676	1,572	739,104	
高校卒	2	48.0	506,215	101,154	405,061	
事務課長	114	48.4	458,429	1,656	456,773	・ 2係以上または構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記の課の長と同等と認められる課の長および課長級専門職
大学卒	62	48.3	481,501	1,265	480,236	
短大卒	7	44.8	458,049	0	458,049	
高校卒	45	49.2	429,006	2,405	426,601	
技術課長	157	48.4	557,213	13,049	544,164	同上
大学卒	84	47.1	526,962	2,402	524,560	
短大卒	18	46.7	584,994	8,749	576,245	
高校卒	55	50.6	588,507	28,410	560,097	
事務課長代理	56	44.7	445,596	16,025	429,571	・ 前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 ・ 課長に直属し部下4人以上を有する者 ・ 職能資格等が上記の課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職
大学卒	26	43.7	403,959	1,573	402,386	
短大卒	7	43.5	426,120	0	426,120	
高校卒	23	46.1	499,188	37,620	461,568	
技術課長代理	59	47.0	438,226	20,998	417,228	同上
大学卒	32	45.2	412,902	6,899	406,003	
短大卒	5	45.7	460,827	40,435	420,392	
高校卒	22	50.4	476,763	40,931	435,832	

(注) 「x」は、調査実人員が1人の場合である。(以下本表において同じ。)

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成23年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A-B)		
事務 ・ 技術 関 係 職 種	事務係長	150	42.8	390,130	44,421	345,709	<ul style="list-style-type: none"> 課長または課長代理等に直属し直属の部下を有する者 職能資格等が上記の係長と同等と認められる係長および係長級専門職 同上
	大学卒	75	41.2	412,315	50,734	361,581	
	短大卒	18	41.2	392,749	49,313	343,436	
	高校卒	57	45.4	361,225	34,897	326,328	
	技術係長	173	46.1	515,001	86,284	428,717	
	大学卒	66	43.7	513,441	89,770	423,671	
	短大卒	23	45.7	550,559	108,518	442,041	
	高校卒	82	48.2	509,654	78,729	430,925	
	中学卒	2	42.7	327,220	1,612	325,608	
	事務主任	162	40.4	324,049	29,797	294,252	
	大学卒	67	38.0	359,907	45,234	314,673	
	短大卒	26	40.0	292,938	18,587	274,351	
	高校卒	69	42.9	302,513	19,695	282,818	
	技術主任	171	43.4	454,321	67,712	386,609	
	大学卒	84	42.2	442,930	66,455	376,475	
	短大卒	32	44.2	477,818	83,504	394,314	
	高校卒	55	44.7	457,748	59,218	398,530	
	事務係員	978	34.5	265,793	21,321	244,472	
	大学卒	374	31.8	275,048	24,515	250,533	
	短大卒	173	36.2	259,192	18,416	240,776	
高校卒	429	36.3	259,980	19,619	240,361		
中学卒	2	46.3	264,401	11,180	253,221		
技術係員	798	35.9	351,399	54,287	297,112		
大学卒	384	33.6	341,894	55,021	286,873		
短大卒	109	36.0	338,588	45,963	292,625		
高校卒	304	38.7	367,843	56,184	311,659		
中学卒	x	x	x	x	x		

(2)規模 500 人以上(企業規模 500 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所)

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成23年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A-B)		
	人	歳	円	円	円		
事務・ 技術関係 職種	支店長	8	54.1	704,912	0	704,912	・ 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	7	53.3	741,676	0	741,676	
	高校卒	x	x	x	x	x	
	工場長	2	51.4	633,568	0	633,568	・ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	高校卒	2	51.4	633,568	0	633,568	
	事務部長	18	52.6	677,297	0	677,297	・ 2課以上または構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記の部の長と同等と認められる 部の長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	16	53.2	699,170	0	699,170	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒	x	x	x	x	x	
	技術部長	23	52.0	646,303	0	646,303	同上
	大学卒	20	51.1	647,220	0	647,220	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	3	57.0	641,282	0	641,282	
	中学校卒	-	-	-	-	-	
	事務部次長	9	51.1	653,759	1,110	652,649	・ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記の部の次長と同等と認めら れる部の次長および部次長級専門職
	大学卒	8	51.9	673,824	1,234	672,590	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒	-	-	-	-	-	
	技術部次長	8	52.2	725,478	453	725,025	同上
	大学卒	6	52.2	719,329	0	719,329	
短大卒	2	52.4	740,676	1,572	739,104		
高校卒	-	-	-	-	-		
事務課長	45	48.7	534,447	2,084	532,363	・ 2係以上または構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記の課の長と同等と認められる 課の長および課長級専門職	
大学卒	28	48.6	570,335	3,070	567,265		
短大卒	2	45.8	544,803	0	544,803		
高校卒	15	49.2	476,379	772	475,607		
技術課長	123	49.4	596,238	14,755	581,483	同上	
大学卒	62	47.7	570,959	3,262	567,697		
短大卒	15	48.1	621,860	10,329	611,531		
高校卒	46	51.7	616,474	28,870	587,604		
事務課長代理	15	44.9	585,433	61,017	524,416	・ 前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 ・ 課長に直属し部下4人以上を有する者 ・ 職能資格等が上記の課長代理と同等と認められる課 長代理および課長代理級専門職	
大学卒	4	40.8	455,197	9,214	445,983		
短大卒	x	x	x	x	x		
高校卒	10	46.3	650,491	87,780	562,711		
技術課長代理	55	47.5	442,405	22,190	420,215	同上	
大学卒	30	45.5	415,628	7,232	408,396		
短大卒	3	49.5	509,445	62,804	446,641		
高校卒	22	50.4	476,763	40,931	435,832		

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成23年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A-B)		
事務 ・ 技術 関係 職種	事務係長	63	44.1	495,786	92,626	403,160	<ul style="list-style-type: none"> 課長または課長代理等に直属し直属の部下を有する者 職能資格等が上記の係長と同等と認められる係長および係長級専門職
	大学卒	37	42.8	521,066	99,380	421,686	
	短大卒	10	44.7	465,015	79,509	385,506	
	高校卒	16	46.4	461,337	86,499	374,838	
	技術係長	131	47.3	558,443	101,099	457,344	同上
	大学卒	52	44.9	552,790	107,947	444,843	
	短大卒	19	46.1	581,780	117,410	464,370	
	高校卒	59	49.7	557,196	90,926	466,270	
	中学卒	x	x	x	x	x	
	事務主任	76	41.9	383,395	47,742	335,653	
	大学卒	41	38.8	396,402	63,372	333,030	
	短大卒	8	46.2	360,661	22,965	337,696	
	高校卒	27	45.4	369,868	30,791	339,077	
	技術主任	123	44.6	492,574	76,206	416,368	
	大学卒	59	43.7	472,978	72,775	400,203	
	短大卒	28	44.2	488,775	86,324	402,451	
	高校卒	36	46.6	532,352	73,528	458,824	
	事務係員	314	36.4	312,557	37,432	275,125	
	大学卒	114	32.0	304,374	42,705	261,669	
	短大卒	50	38.8	306,787	31,427	275,360	
高校卒	149	39.2	322,016	35,136	286,880		
中学卒	x	x	x	x	x		
技術係員	459	36.6	373,449	59,134	314,315		
大学卒	186	34.5	363,821	60,909	302,912		
短大卒	73	36.3	353,268	48,718	304,550		
高校卒	199	39.1	391,899	60,916	330,983		
中学卒	x	x	x	x	x		

(3)規模 100 人以上 500 人未満(企業規模 100 人以上 500 人未満で、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所)

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成23年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A-B)	
	人	歳	円	円	円	
支店長	-	-	-	-	-	・ 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	-	-	-	-	-	
高校卒	-	-	-	-	-	
工場長	-	-	-	-	-	・ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
高校卒	-	-	-	-	-	
事務部長	41	53.3	505,299	630	504,669	・ 2課以上または構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記の部の長と同等と認められる 部の長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	20	53.3	507,397	0	507,397	
短大卒	2	51.5	521,572	0	521,572	
高校卒	19	53.4	501,232	1,382	499,850	
技術部長	12	48.9	493,896	7,779	486,117	同上
大学卒	5	50.5	540,553	0	540,553	
短大卒	2	44.9	418,700	0	418,700	
高校卒	4	49.7	479,929	0	479,929	
中学卒	x	x	x	x	x	
事務部次長	17	51.0	481,710	3,871	477,839	・ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記の部の次長と同等と認めら れる部の次長および部次長級専門職
大学卒	12	52.2	497,643	5,393	492,250	
短大卒	x	x	x	x	x	
高校卒	4	47.1	427,632	0	427,632	
技術部次長	5	48.3	565,581	0	565,581	同上
大学卒	5	48.3	565,581	0	565,581	
短大卒	-	-	-	-	-	
高校卒	-	-	-	-	-	
事務課長	59	48.3	421,636	865	420,771	・ 2係以上または構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記の課の長と同等と認められる 課の長および課長級専門職
大学卒	30	48.4	427,780	0	427,780	
短大卒	5	44.4	427,018	0	427,018	
高校卒	24	48.9	413,003	2,103	410,900	
技術課長	31	44.5	414,259	7,333	406,926	同上
大学卒	20	45.3	413,749	198	413,551	
短大卒	3	39.0	380,947	0	380,947	
高校卒	8	44.4	427,783	28,677	399,106	
事務課長代理	31	45.4	421,493	0	421,493	・ 前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 ・ 課長に直属し部下4人以上を有する者 ・ 職能資格等が上記の課長代理と同等と認められる課 長代理および課長代理級専門職
大学卒	17	46.1	419,416	0	419,416	
短大卒	5	42.7	431,089	0	431,089	
高校卒	9	45.5	420,071	0	420,071	
技術課長代理	4	38.8	364,632	0	364,632	同上
大学卒	2	38.5	356,323	0	356,323	
短大卒	2	39.0	372,941	0	372,941	
高校卒	-	-	-	-	-	

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成23年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A-B)		
事務 ・ 技術 関係 職種	事務係長	61	42.4	335,597	14,466	321,131	<ul style="list-style-type: none"> 課長または課長代理等に直属し直属の部下を有する者 職能資格等が上記の係長と同等と認められる係長および係長級専門職
	大学卒	28	41.1	333,550	10,378	323,172	
	短大卒	6	37.7	317,412	5,603	311,809	
	高校卒	27	44.9	341,799	20,750	321,049	
	技術係長	38	42.0	365,288	37,521	327,767	同上
	大学卒	12	37.8	355,490	16,586	338,904	
	短大卒	4	43.3	371,970	57,652	314,318	
	高校卒	21	44.5	374,756	47,683	327,073	
	中学卒	x	x	x	x	x	
	事務主任	63	39.9	292,316	20,247	272,069	
	大学卒	17	37.8	331,230	29,576	301,654	
	短大卒	14	37.7	275,061	16,432	258,629	
	高校卒	32	42.1	278,751	16,852	261,899	
	技術主任	31	38.8	331,426	38,953	292,473	
	大学卒	16	36.1	347,262	44,467	302,795	
	短大卒	3	46.0	413,652	74,136	339,516	
	高校卒	12	40.6	288,609	22,360	266,249	
	事務係員	526	33.9	248,059	14,404	233,655	
	大学卒	211	32.4	266,915	17,740	249,175	
	短大卒	96	35.8	245,442	13,625	231,817	
高校卒	218	34.5	231,023	11,584	219,439		
中学卒	x	x	x	x	x		
技術係員	291	33.3	282,200	41,187	241,013		
大学卒	172	31.5	291,433	43,536	247,897		
短大卒	29	34.6	258,377	31,774	226,603		
高校卒	90	36.4	271,773	39,616	232,157		
中学卒	-	-	-	-	-		

(4) 規模 100 人未満(企業規模 50 人以上 100 人未満で、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所)

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成23年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A-B)		
	人	歳	円	円	円		
支店長	-	-	-	-	-	・ 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	
大学卒	-	-	-	-	-		
高校卒	-	-	-	-	-		
工場長	-	-	-	-	-	・ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	
高校卒	-	-	-	-	-		
事務部長	9	52.9	512,125	0	512,125	・ 2課以上または構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記の部の長と同等と認められる 部の長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	
大学卒	7	53.0	517,712	0	517,712		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	2	52.5	492,571	0	492,571		
技術部長	5	52.4	503,448	30,027	473,421	同上	
大学卒	-	-	-	-	-		
短大卒	3	50.0	484,930	0	484,930		
高校卒	2	56.0	531,224	75,068	456,156		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務・ 技術関係 職種	事務部次長	4	48.3	459,392	0	459,392	・ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記の部の次長と同等と認めら れる部の次長および部次長級専門職
	大学卒	4	48.3	459,392	0	459,392	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
	技術部次長	2	48.0	506,215	101,154	405,061	同上
	大学卒	-	-	-	-	-	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	2	48.0	506,215	101,154	405,061	
	事務課長	10	47.9	361,559	4,970	356,589	・ 2係以上または構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記の課の長と同等と認められる 課の長および課長級専門職
	大学卒	4	44.3	347,588	0	347,588	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	6	50.3	370,874	8,283	362,591	
	技術課長	3	45.3	398,323	0	398,323	同上
	大学卒	2	48.5	408,650	0	408,650	
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	x	x	x	x	x		
事務課長代理	10	41.8	315,247	3,317	311,930	・ 前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 ・ 課長に直属し部下4人以上を有する者 ・ 職能資格等が上記の課長代理と同等と認められる課 長代理および課長代理級専門職	
大学卒	5	36.8	305,258	1,778	303,480		
短大卒	x	x	x	x	x		
高校卒	4	47.3	314,721	6,071	308,650		
技術課長代理	-	-	-	-	-	同上	
大学卒	-	-	-	-	-		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	-	-	-	-	-		

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成23年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A-B)		
事務 ・ 技術 関係 職種	事務係長	26	41.0	284,361	9,322	275,039	・ 課長または課長代理等に直属し直属の部下 を有する者 ・ 職能資格等が上記の係長と同等と認められ る係長および係長級専門職
	大学卒	10	35.7	283,663	9,183	274,480	
	短大卒	2	35.5	272,891	39,442	233,449	
	高校卒	14	45.5	286,498	5,118	281,380	
	技術係長	4	42.3	362,130	9,826	352,304	同上
	大学卒	2	46.5	358,396	19,651	338,745	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	2	38.0	365,865	0	365,865	
	事務主任	23	37.8	250,724	7,482	243,242	
	大学卒	9	35.4	275,604	6,368	269,236	
	短大卒	4	38.8	253,613	20,000	233,613	
	高校卒	10	39.6	227,176	3,476	223,700	
	技術主任	17	41.4	358,208	49,538	308,670	
	大学卒	9	42.1	380,944	57,378	323,566	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒	7	41.1	338,910	45,218	293,692	
	事務係員	138	32.3	218,953	8,909	210,044	
	大学卒	49	28.4	231,433	6,058	225,375	
	短大卒	27	31.8	207,965	8,781	199,184	
	高校卒	62	36.0	213,123	11,431	201,692	
中学卒	-	-	-	-	-		
技術係員	48	35.6	269,709	19,930	249,779		
大学卒	26	32.4	271,148	18,307	252,841		
短大卒	7	34.1	274,253	29,354	244,899		
高校卒	15	41.7	265,096	18,346	246,750		
中学卒	-	-	-	-	-		

2 その他の職種

規模計

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成23年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A-B)	
	人	歳	円	円	円	
技能・労務 係職種 自家用乗用自動車運転手	x	x	x	x	x	
守衛	7	55.5	385,725	29,868	355,857	
用務員	6	56.3	212,837	3,151	209,686	
研究 関係 職種						
研究所長	x	x	x	x	x	構成員50人以上の所の長
研究部(課)長	5	48.9	562,982	0	562,982	2室(係)以上または構成員7人以上の部(課)の長
研究室(係)長	17	43.4	579,913	6,849	573,064	構成員3人以上の室(係)の長
主任研究員	13	37.8	417,685	41,089	376,596	下記の研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記の研究部(課)長および研究室(係)長を除く。)
研究員	57	32.3	454,915	74,659	380,256	
研究補助員	12	35.7	325,260	45,848	279,412	
医療 関係 職種						
病院長	3	60.3	1,714,849	67,333	1,647,516	部下に医師または歯科医師5人以上
副院長	5	55.4	1,458,067	208,432	1,249,635	上記の院長に事故等のあるときの職務代行者
医科長	26	48.2	1,305,013	259,129	1,045,884	部下に医師または歯科医師1人以上
医師	23	34.3	1,049,839	260,906	788,933	
薬局長	3	46.0	432,296	18,206	414,090	部下に薬剤師2人以上
薬剤師	19	34.3	317,317	28,282	289,035	
診療放射線技師	29	39.6	389,021	41,968	347,053	
臨床検査技師	32	38.2	331,922	20,853	311,069	
栄養士	24	33.8	260,181	5,723	254,458	
理学療法士	28	31.9	310,544	27,530	283,014	
作業療法士	16	30.4	299,349	36,260	263,089	
総看護師長	2	54.5	517,574	51,911	465,663	部下に看護師長5人以上
看護師長	39	48.2	443,147	47,989	395,158	部下に看護師または准看護師5人以上
看護師	104	39.9	369,986	51,235	318,751	
准看護師	54	43.3	295,814	26,516	269,298	
教育 関係 職種						
高校 校長	-	-	-	-	-	
高校 教頭	3	56.3	545,750	0	545,750	
高校 教諭	52	45.5	433,308	0	433,308	

参考 公民給与比較上の対応関係

行政職の職務の級	対応民間職種		
	企業規模500人以上	企業規模100人以上 500人未満	企業規模100人未満
9級	支店長、工場長、 部長、部次長	—	—
8級	課長	支店長、工場長、 部長、部次長	
7級			支店長、工場長、 部長、部次長
6級	課長代理	課長	
5級			
4級	係長	課長代理	課長代理
3級		係長	係長
2級	主任	主任	主任
1級	係員	係員	係員

(注) 係制を採っていない事業所において、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する主任については、係長に含めている。

第 14 表 民間における初任給の改定状況

項目 学歴	採用あり	初任給の改定状況			採用なし
		増 額	据置き	減 額	
		%	%	%	
大 学 卒	35.5	(14.5)	(82.5)	(3.0)	64.5
高 校 卒	19.3	(22.0)	(78.0)	(0.0)	80.7

- (注) 1 事務員と技術者のみを対象としたものである。
 2 () 内は、採用がある事業所を100とした割合である。

第 15 表 民間における借家・借間居住者に対する住宅手当の支給状況

借家・借間居住者に対する住宅手当月額の 最高支給額 の中位階層	23,000 円以上 24,000 円未満
------------------------------------	-----------------------

備考 職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000 円である。

第 16 表 民間における賞与の配分状況

	課 長 級		係 員 級	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
冬季	43.6 %	56.4 %	55.2 %	44.8 %

(ページ調整のための白紙)

3 生計費関係資料

(ページ調整のための白紙)

標準生計費算定方法の概要

標準生計費は、一般の標準的な生活の水準を求めるためのものであり、「家計調査」（総務省）等に基づき、次の方法により、費用別、世帯人員別に算定した。

（１）標準生計費の費目

標準生計費は、次の５つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費	…	食料
住居関係費	…	住居、光熱・水道、家具・家事用品
被服・履物費	…	被服および履物
雑費Ⅰ	…	保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
雑費Ⅱ	…	その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

（２）費用別、世帯人員別標準生計費の算定

２人～５人世帯については、家計調査における平成 22 年 5 月から平成 23 年 4 月までの費目別平均支出金額（世帯人員を 4 人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、１人世帯については、人事院の算定した全国の標準生計費を用い、これに福井市の費目別平均支出金額を全国の費目別平均支出金額で除したものを乗じて算定した。

（参考）費用別、世帯人員別生計費換算乗数

平成 22 年 1 月～12 月の家計調査の調査世帯のうち、就業人員が 1 人で夫婦のみまたは夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ 4 人世帯の費目別平均支出金額で除して費用別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第17表 費目別、世帯人員別標準生計費

その1 福井市

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	27,140円	35,170円	46,800円	58,420円	70,040円
住居関係費	50,330	55,550	49,830	44,120	38,410
被服・履物費	3,450	4,670	6,250	7,830	9,420
雑費Ⅰ	21,740	36,480	51,250	66,020	80,780
雑費Ⅱ	13,310	40,360	44,150	47,930	51,710
合計	115,970	172,230	198,280	224,320	250,360

その2 全国

【平成23年人事院勧告 参考資料より】

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	25,250円	32,730円	43,540円	54,360円	65,170円
住居関係費	51,870	57,250	51,360	45,480	39,590
被服・履物費	4,010	5,430	7,270	9,120	10,960
雑費Ⅰ	26,590	44,620	62,690	80,750	98,810
雑費Ⅱ	9,670	29,310	32,070	34,810	37,560
合計	117,390	169,340	196,930	224,520	252,090

第18表 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

費目	世帯人員			
	2人	3人	4人	5人
食料費	0.467	0.622	0.776	0.930
住居関係費	1.058	0.949	0.840	0.731
被服・履物費	0.398	0.533	0.668	0.803
雑費Ⅰ	0.333	0.468	0.603	0.737
雑費Ⅱ	0.421	0.460	0.500	0.539

4 労働経済関係資料

(ページ調整のための白紙)

第19表 労働経済指標

項目		年月		平成22年								平成23年					
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
民間給与・労働時間 (厚生労働省毎月勤労統計調査)	全産業	現金給与総額	全 国	金 額 (円)	307,390	298,267	530,947	415,675	301,710	297,282	298,480	313,202	661,040	303,301	294,764	308,743	302,655
				前年同月比 (%)	2.8	0.5	3.4	2.4	0.8	1.3	0.9	0.7	0.9	1.5	1.2	0.4	△ 1.5
			福 井 県	金 額 (円)	286,319	275,089	493,856	395,815	283,536	274,858	278,058	282,836	639,730	279,312	280,377	293,043	282,403
				前年同月比 (%)	0.4	△ 0.9	3.1	△ 3.7	1.4	△ 0.9	△ 0.9	△ 6.5	2.4	0.0	0.8	1.9	△ 1.3
			全 国	金 額 (円)	294,877	289,191	291,798	291,141	290,462	291,076	292,265	291,921	292,646	289,701	290,859	291,198	293,136
				前年同月比 (%)	1.4	1.1	1.3	1.1	1.0	1.0	0.9	0.8	1.0	0.6	0.6	△ 0.3	△ 0.6
		福 井 県	金 額 (円)	282,524	273,973	276,468	276,088	276,474	273,948	277,573	276,722	278,587	274,677	279,019	275,994	277,968	
			前年同月比 (%)	0.7	△ 0.5	0.0	△ 0.4	1.5	△ 1.0	△ 0.8	△ 2.5	△ 1.4	0.7	1.0	0.5	△ 1.6	
	製造業	全 国	金 額 (円)	315,129	310,833	315,008	315,733	313,749	315,453	314,874	315,785	315,061	308,637	314,351	312,178	312,395	
			前年同月比 (%)	4.5	4.5	4.2	4.0	3.2	2.9	2.4	2.3	1.6	1.1	1.1	0.0	△ 0.9	
		福 井 県	金 額 (円)	279,507	272,688	277,525	278,198	276,832	278,576	279,355	279,841	281,806	275,166	280,053	278,326	276,585	
			前年同月比 (%)	6.2	4.0	5.4	4.4	4.2	4.3	3.8	2.9	2.9	4.7	2.0	1.2	△ 1.1	
全産業	全 国	(時間)	156.4	143.1	154.8	154.8	147.6	150.5	150.0	152.3	150.0	140.5	145.6	149.5	152.1		
		うち所定外労働時間数 (時間)	12.6	11.7	11.7	12.0	11.7	11.9	12.2	12.5	12.5	11.7	12.0	12.1	11.8		
	福 井 県	(時間)	164.5	147.7	164.3	162.1	156.9	157.3	157.0	160.8	157.1	145.3	155.4	156.4	160.6		
		うち所定外労働時間数 (時間)	11.1	10.4	10.7	10.7	10.0	10.5	10.8	11.8	11.5	10.3	11.4	11.4	10.8		
生計費 (総務省家計調査)	全 国 (集計世帯数 7,761)	金 額 (円)	299,996	280,714	276,494	285,274	293,361	275,367	287,433	284,212	327,006	289,191	260,793	291,900	292,559		
		前年同月比 (%)	△ 2.1	△ 1.7	△ 0.3	0.1	0.8	△ 0.6	△ 0.1	△ 0.2	△ 3.2	△ 0.9	△ 0.1	△ 8.8	△ 2.5		
	人口5万人以上の都市 (集計世帯数 7,279)	金 額 (円)	306,408	283,482	278,960	291,226	295,244	277,071	287,146	284,903	324,508	288,513	260,664	292,570	293,716		
		前年同月比 (%)	△ 0.8	△ 2.2	△ 0.2	1.1	△ 0.2	△ 0.4	△ 1.9	△ 1.0	△ 4.6	△ 2.7	△ 1.7	△ 8.6	△ 4.1		
	福 井 市 (集計世帯数 94)	金 額 (円)	302,093	354,787	352,946	385,894	347,262	280,547	347,386	308,667	360,800	276,063	301,755	331,775	338,766		
		前年同月比 (%)	△ 11.4	7.6	23.7	28.9	16.9	△ 5.5	26.7	2.4	6.8	△ 7.5	9.1	△ 2.0	12.1		
消費者物価指数 (総務省)	全 国	前年同月比 (%)	△ 1.2	△ 0.9	△ 0.7	△ 0.9	△ 0.9	△ 0.6	0.2	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3		
	福 井 市	前年同月比 (%)	△ 2.0	△ 1.8	△ 1.6	△ 1.7	△ 1.6	△ 1.2	△ 0.6	△ 0.5	△ 0.7	△ 0.7	0.3	0.2	0.3		
完全失業率 (総務省)	全 国 (%)	5.1	5.1	5.2	5.1	5.0	5.0	5.1	5.1	4.9	4.9	4.6	4.6	4.7			
	福 井 県 (%)	4.0	4.0	4.0	3.1	3.1	3.0	3.0	3.6	3.6	3.2	3.2	3.2	3.2			
有効求人倍率 (厚生労働省)	全 国 (倍)	0.48	0.50	0.52	0.53	0.54	0.55	0.56	0.57	0.58	0.61	0.62	0.63	0.61			
	福 井 県 (倍)	0.70	0.74	0.78	0.82	0.84	0.87	0.90	0.94	0.95	1.03	1.04	1.05	1.04			
鉱工業生産指数 (福井県政策統計課)	全 国	前年同月比 (%)	25.9	20.7	16.6	14.6	15.5	12.1	5.0	7.0	5.9	4.6	2.9	△ 13.1	△ 13.6		
	福 井 県	前年同月比 (%)	19.4	14.8	16.2	12.2	20.1	13.5	7.9	13.6	15.4	8.1	10.2	11.4	12.1		

(注) 1 民間給与および総実労働時間数については、規模30以上の事業所を対象とした。
 2 消費支出についての集計世帯数は、平成22年4月から平成23年4月までの1か月平均を示す。
 3 福井県の平成23年4月の完全失業率については、4月から6月の平均を示す。